

(表紙)

習志野市子ども・子育て支援事業計画 (素案)



平成 27 年 3 月



(表紙・裏)

(市長あいさつ文)

(市長あいさつ文・裏)

もくじ

第1章 計画策定にあたって	1
1 次世代育成支援対策行動計画における取り組み	1
2 計画策定の背景と趣旨	1
3 計画策定の目的	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	4
6 計画の対象	5
7 計画の策定体制・経過	5
第2章 習志野市の現状	7
1 習志野市の特色	7
2 少子化等の現状	8
3 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	15
4 子どもの満足度調査結果の概要	27
5 子育て支援施策の状況	32
6 課題の整理	40
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本視点・基本目標	48
3 施策体系	50
第5章 基本施策	89
1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む	89
2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる	95
3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる	103
4 その他の施策の展開	106
第6章 計画の推進体制	107
1 計画の推進体制	107
2 家庭・地域・事業者の役割	108

(もくじ・裏)

第1章

計画策定にあたって

(中扉・裏)

1 次世代育成支援対策行動計画における取り組み

本市では平成22（2010）年3月に策定した、「習志野市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）」に基づき、未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人を結ぶかけがえのない存在であり、その成長していく輝きは次代への希望の光となるとの認識のもと、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んできました。

2 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成元（1989）年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が統計史上最低の1.57となり、その後も少子化は進行しています。平成24（2012）年の合計特殊出生率は1.41で、平成23（2011）年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（2.1）を大きく下回っています。

少子化の要因としては、晩婚化、未婚化に加え、夫婦の出生力の低下という点が指摘されていますが、背景には、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用者の増加、子育てに対する負担や不安・孤立感、さらには結婚観、家庭観等の個人の価値観の変化があり、これらの背景が複雑に絡み合い、個々の環境によってその背景が異なることが、少子化の流れを変えることを難しくしていると考えられます。

また、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障費負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会の変容という影響があると懸念されています。

国においては、少子化の流れを変えるため、国は平成6（1994）年に「エンゼルプラン」を策定したのをはじめ、これまでの仕事と子育ての両立支援を中心とする施策に加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援等、「子育ての社会化」の必要性を提起し、少子化対策や子育て支援のための事業に取り組んできました。

平成15（2003）年には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本市においては、平成17（2005）年度から、「習志野市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、「子育て・子育てを地域（みんな）で支えるまち」を将来像として、

第1章 計画策定にあたって

①子どもがたくましく生きていく力を養う視点＝『自立力』、②家族が支え合い、子育てに喜びを感じる視点＝『家庭力』、③地域が子どもや家庭をあたたく応援する視点＝『地域力』、の3つを基本視点として、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、そして元気に成長していけるような、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、認可保育所へ入所申込をしながらも、入所できない待機児童が多く生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等も問題となっています。

近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても、現在の傾向が続けば50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半以下の50万人を割るものと推計しています。また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22(2010)年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始めました。

平成24(2012)年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。

子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。この実現のため、本市では、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

3 計画策定の目的

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に応じて、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの育ちにおいては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会全体の責任としています。

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提とした上で、子どもの健やかな育ちを保障するために、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

また、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供する体制の整備と量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

■ 子ども・子育て支援新制度のポイント

- ▷ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及や設置手続きの簡素化等を進めます。
- ▷ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
人材確保や配置の改善等により、教育・保育の質を確保しながら、計画的な施設整備を行い、待機児童の解消を図ります。
- ▷ 地域の子ども・子育て支援の充実
すべての家庭を対象に、一時預かりや学童保育等の事業の拡充を図り、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実します。

4 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、習志野市基本構想や関連する分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援対策行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27（2015）年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37（2025）年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援対策行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

■子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

5 計画の期間

この計画の期間は平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの 5 年間とします。

■計画の期間

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
習志野市次世代育成支援対策後期行動計画									
					習志野市子ども・子育て支援事業計画				

6 計画の対象

本計画は、「子ども」とその子どもを取り巻く様々な主体（市民、行政、企業、学校、家庭、保育所、幼稚園、地域社会、ボランティアなど）を対象とします。

7 計画の策定体制・経過

(1) 習志野市子ども・子育て会議

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、子どもの保護者、さらには一般公募の市民の方 15 名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を、事業計画策定までに 10 回開催し、計画内容について協議しました。

(2) 習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、庁内の「習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」等で、計画内容を検討しました。

(3) 習志野市子育て支援に関するニーズ調査

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために、習志野市内で就学前児童を持つ保護者 5,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 25（2013）年 2 月 7 日から 2 月 25 日に実施しました。

(4) 習志野市子どもの満足度調査

次世代育成支援協議会からの提言を踏まえ、子ども自身の声や思いを把握し、次世代育成支援対策行動計画の推進による成果や課題の検証を行うとともに、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定等に反映させることを目的とし、市内在住の小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生を対象に、平成 26（2014）年 2 月 12 日から平成 26（2014）年 2 月 28 日に実施しました。

第1章 計画策定にあたって

(5)パブリックコメント

「広報習志野」等でパブリックコメントの実施について周知し、「習志野市子ども・子育て会議」で協議された計画案を、平成 26(2014)年●月●日から平成 26(2014)年●月●日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

第2章

習志野市の現状

(中扉・裏)

1 習志野市の特色

本市は、昭和 29（1954）年 8 月 1 日、津田沼町を母体に千葉県内で 16 番目に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km²を有する都市として誕生しました。

市制施行までは軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

昭和 40 年代から 50 年代（1965 年から 1984 年）にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれらに伴う住宅団地開発が行われるなか、学校・幼稚園や社会福祉施設等の公共施設整備を実施し、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和 45（1970）年 3 月 30 日には「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。昭和 60（1985）年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展するなかで、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、更には習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全等に努めてきました。

市域面積は、20.99 km²と県内自治体で 4 番目に小さな面積となっています（平成 25（2013）年 4 月 1 日現在）。昭和 30（1955）年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。現在、本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は 18.59 km²で市域の 88.6%、市街化調整区域は 2.4 km²で市域の 11.4%を占めています。また本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接しています。

本市の常住人口は 165,399 人、人口密度は 7,880 人/km²であり（平成 25（2013）年 4 月 1 日現在）、千葉県内で 3 番目に高い人口密度となっています。

主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道 14 号・国道 357 号の国道等、数多くの道路が設置され、充実した交通網が発達しています。更には、新たに谷津船橋インターチェンジが平成 25（2013）年に完成し、周辺地域の混雑緩和や利便性の向上が期待されます。この充実した交通網により、都心まで約 30 分、成田空港まで約 40 分と交通至便な地域となっています。

2 少子化等の現状

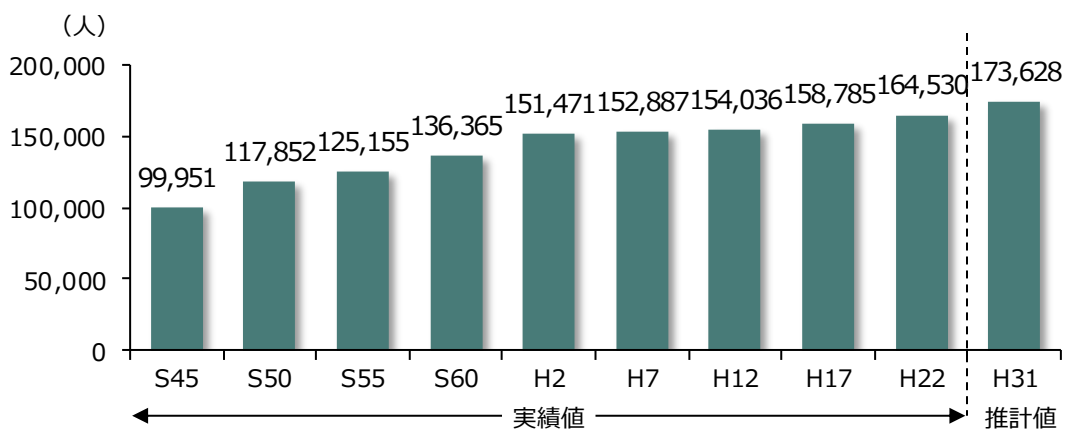
(※推計値は習志野市企画政策部企画政策課による推計値)

(1)人口の推移

①総人口の推移

本市の総人口は、年々増加しており、本計画の最終年度となる平成 31（2019）年には 173,628 人となることが予測されます。

■総人口の推移

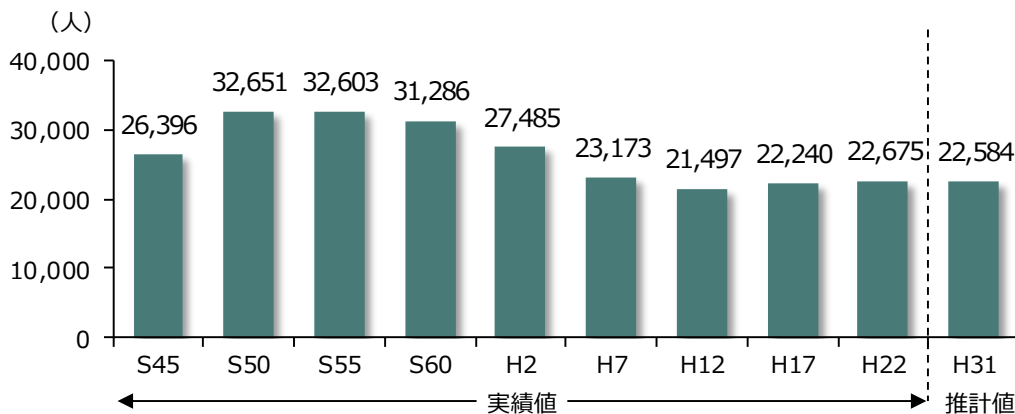


資料：国勢調査

②年少人口の推移

本市の 15 歳未満の年少人口は、昭和 50（1975）年をピークに減少し、平成 17（2005）年からは増加傾向にあります。平成 29（2017）年には再び減少に転じることが予測されます。

■総人口の推移

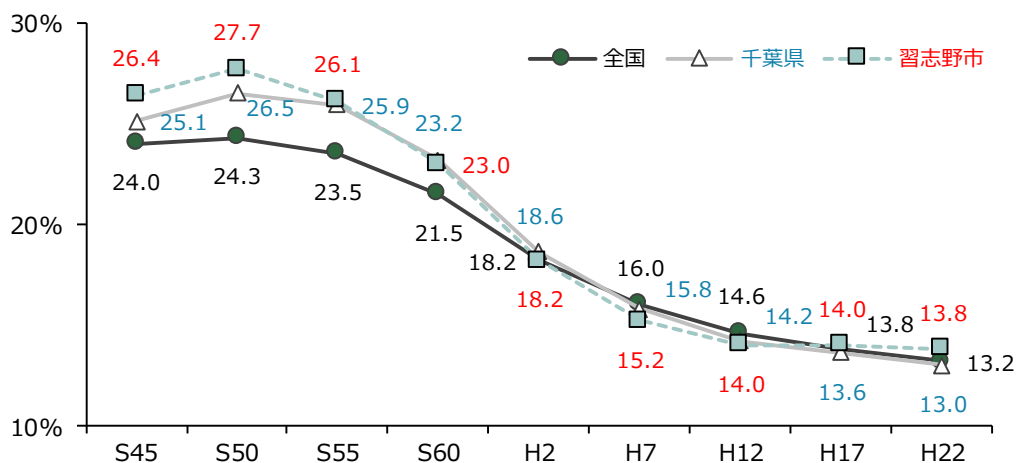


資料：国勢調査

③年少人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳未満の年少人口割合は昭和50(1975)年をピークに、年々減少していますが、全国、千葉県と比較すると、近年は全国、千葉県よりも高い比率で推移しています。

■年少人口割合の比較

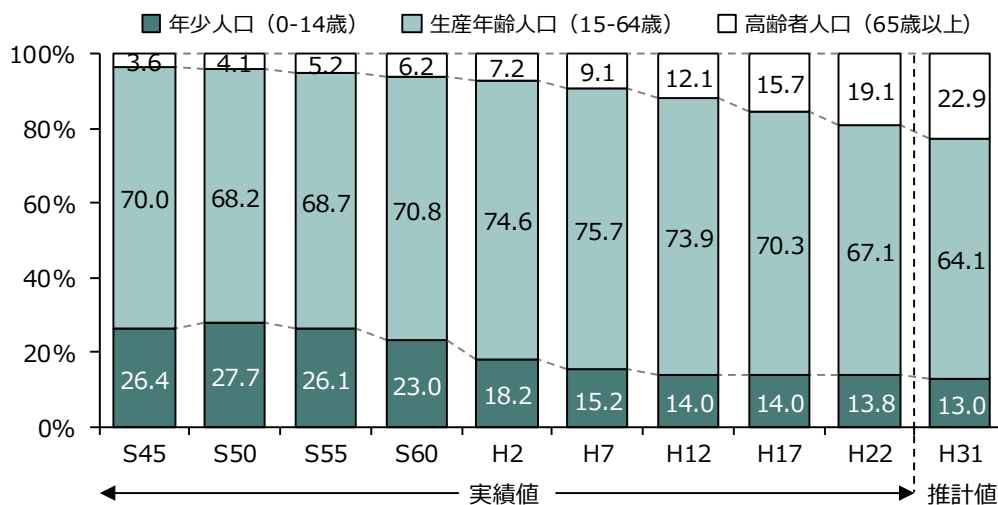


資料：国勢調査

④年齢3区分別人口の比率

近年、本市の15歳未満の年少人口割合と、15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合が減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は年々増加を続けており、平成31(2019)年にはその割合が22.9%となることが予測されます。

■年齢3区分別人口の比率



資料：国勢調査

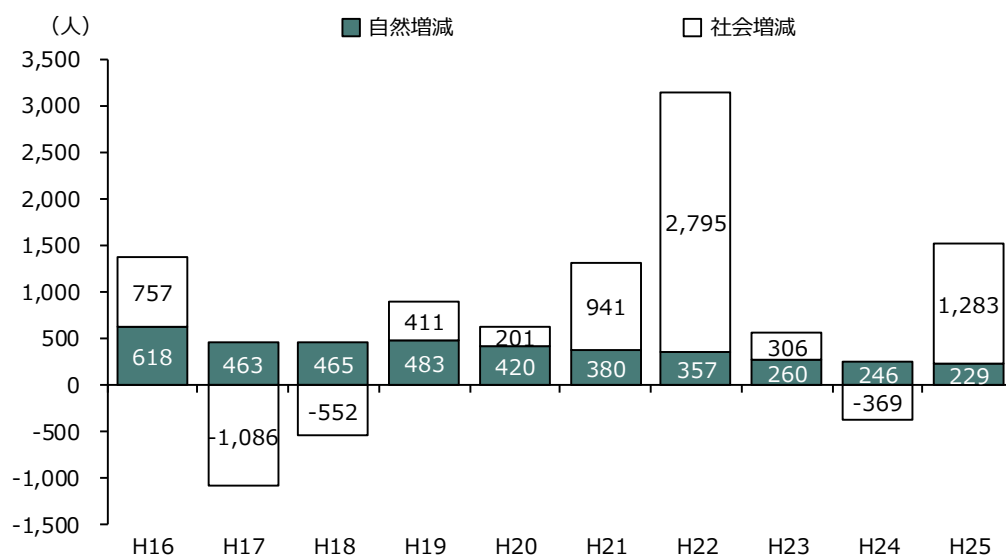
第2章 習志野市の現状

⑤人口動態

本市の人口動態をみると、自然増減（出生－死亡）は増加傾向で推移していますが、近年の増加幅は前年を下回っています。

社会増減（転入－転出）は平成 19（2007）年以降増加傾向で推移しており、平成 22（2010）年には大幅に増加しています。平成 24（2012）年に社会減となっていますが、平成 25（2013）年には再び社会増となっています。

■人口動態



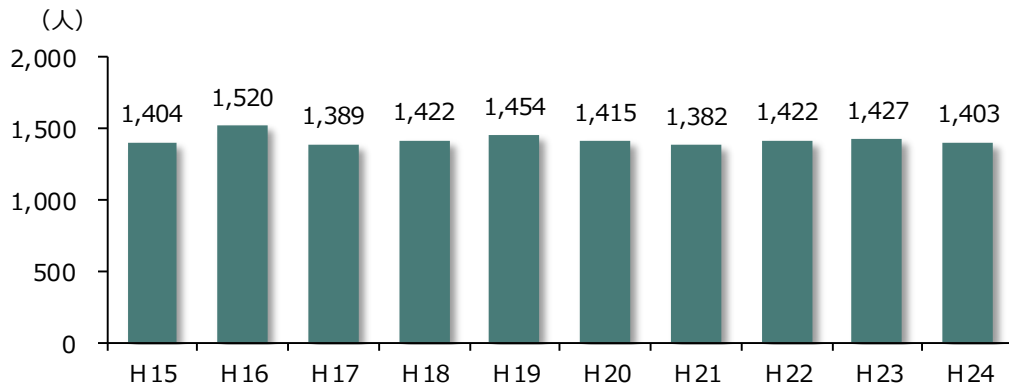
資料：千葉県総合企画部統計課「毎月常駐人口調査報告書」

(2)出生の動向

①出生数

本市の出生数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■出生数の推移

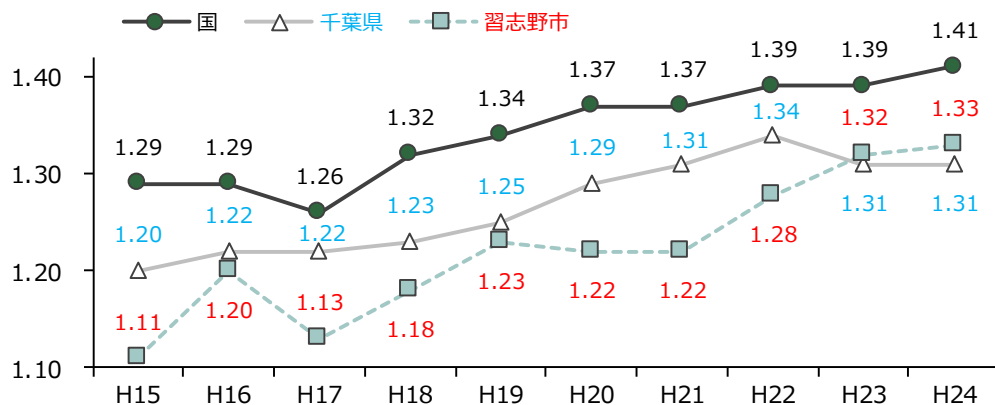


資料：厚生労働省「人口動態統計」

②合計特殊出生率

女性が一生の間に産む子どもの数と考えられる合計特殊出生率は、国の平均値を下回って推移していますが、平成23(2011)年度以降は千葉県の平均値よりも高く推移しています。

■合計特殊出生率の比較



資料：厚生労働省「人口動態統計」

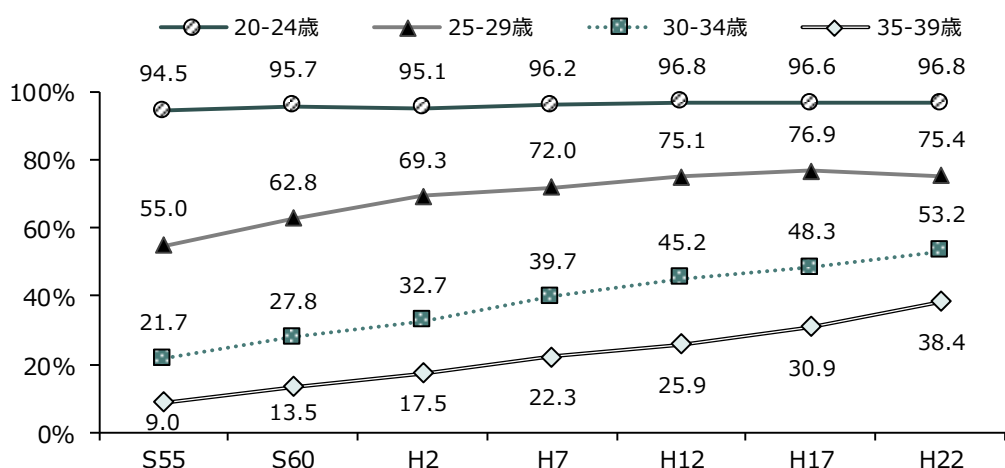
第2章 習志野市の現状

(3)婚姻の動向

①年齢階級別未婚率

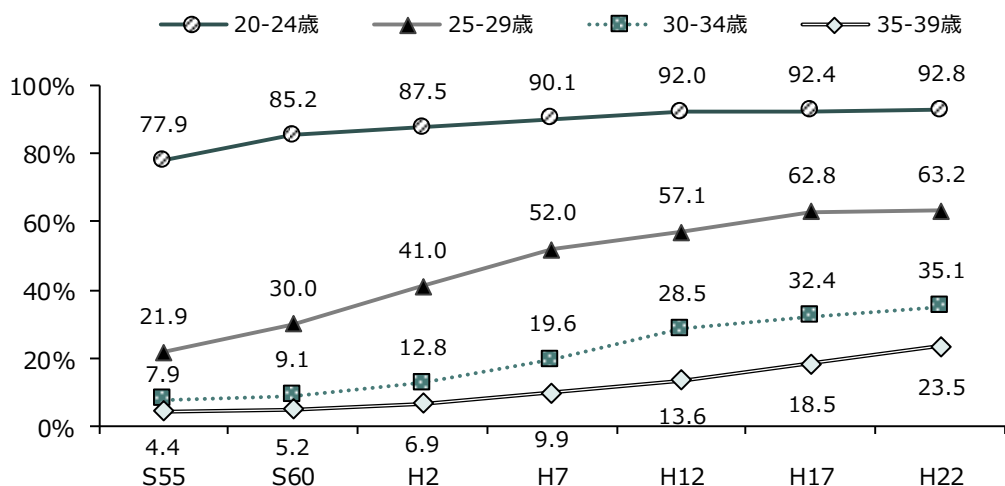
本市の年齢階級別未婚率は、男性では、30歳代が年々増加傾向にあります。女性では、いずれの階級においても、男性を下回っているものの年々増加傾向にあります。

■年齢階級別未婚率（男性）



資料：国勢調査

■年齢階級別未婚率（女性）



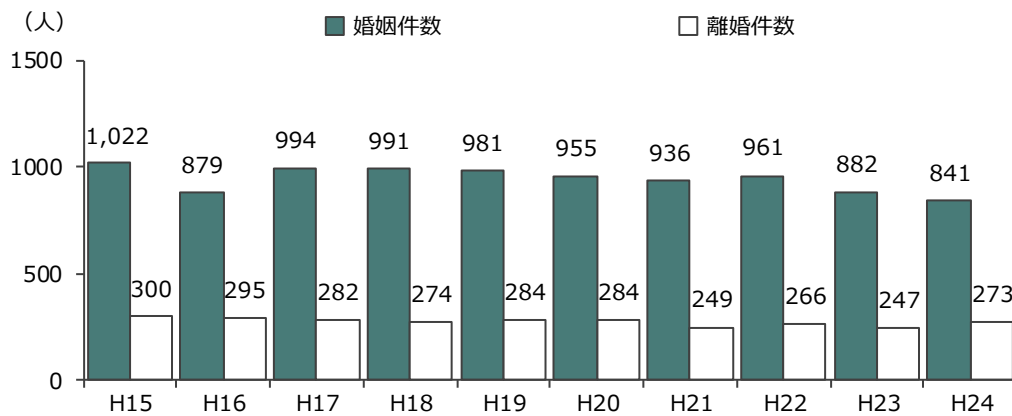
資料：国勢調査

②婚姻・離婚件数

本市の婚姻件数は、平成 24(2012)年で 841 人となっており、平成 15(2003)年以降では最も少なくなっています。

離婚件数は、平成 16 (2004) 年以降は 300 件を下回って推移しています。

■婚姻・離婚件数



資料：厚生労働省「人口動態統計」

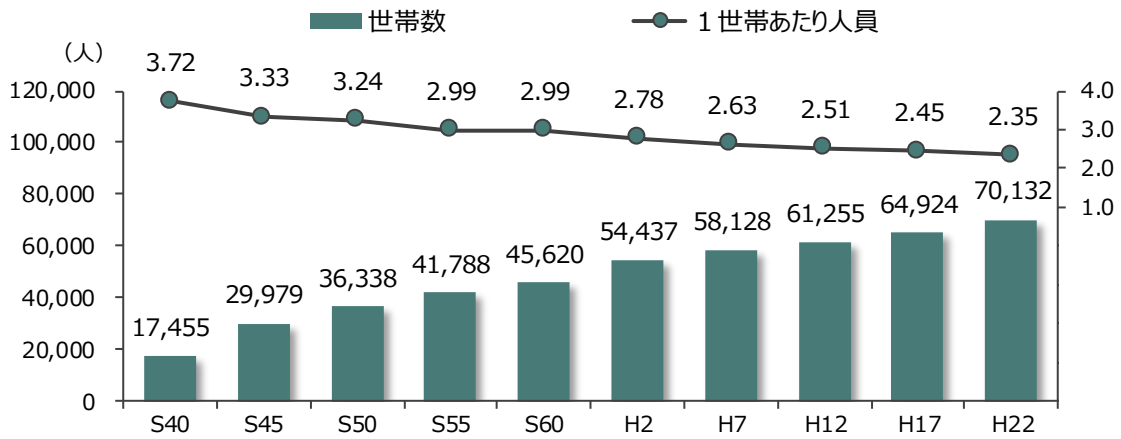
第2章 習志野市の現状

(4) 家族の動向

① 核家族化の動向

本市の世帯数は、年々増加していますが、1世帯あたりの人数は年々減少しており、核家族化が進行している状況です。

■ 世帯数と1世帯あたり人員の推移



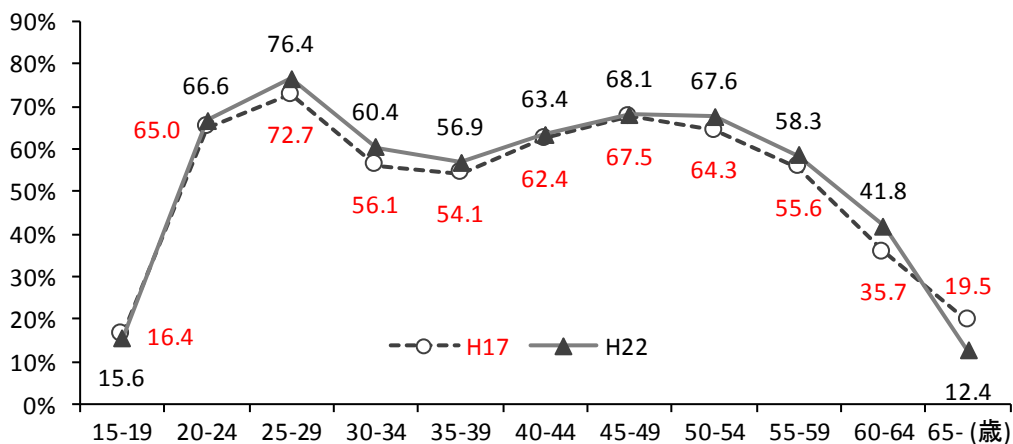
資料：国勢調査

② 就労状況

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成17(2005)年と平成22(2010)年と比較すると、全体的に働く女性が増加しています。

しかしながら、出産・子育て期にあたる30歳代では大きく低下する、M字型曲線を描く傾向が続いています。

■ 年齢階級別労働力率(女性)



資料：国勢調査

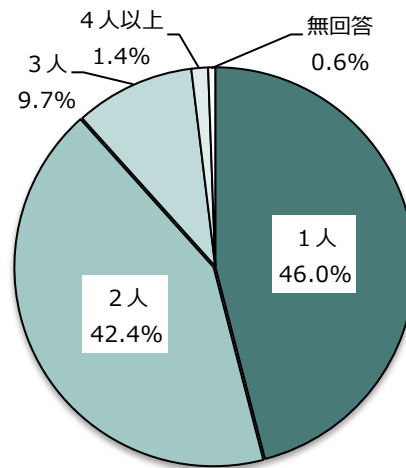
3 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

①調査概要

調査対象	就学前児童の保護者5,000人
調査方法	住民基本台帳の中から無作為に抽出し、郵送により配付・回収
調査期間	平成25年2月7日～2月25日
回収結果	就学前児童2,438人（回収率48.8%）

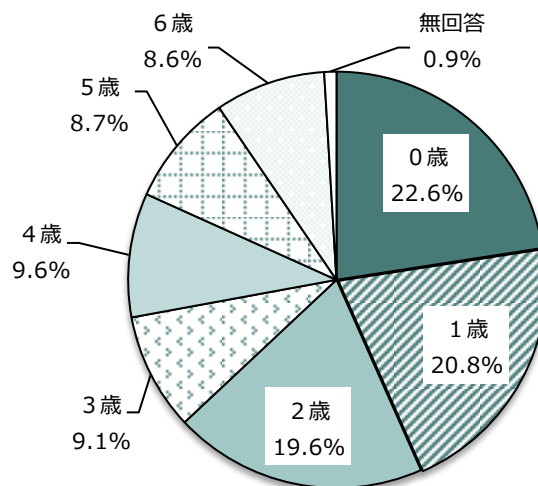
回収世帯における子どもの人数は、「1人」が46.0%で最も高くなっており、「2人」が42.4%、「3人」が9.7%と続いています。

■回収世帯における子どもの人数（総数=2,438）



回収世帯における子どもの年齢では、「0歳」が22.6%で最も高くなっており、「1歳」が20.8%、「2歳」が19.6%と続いています。

■回収世帯における子どもの年齢（総数=2,438）



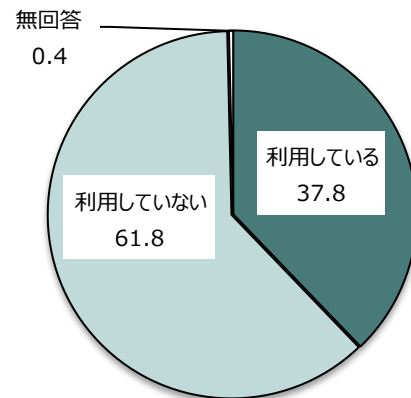
第2章 習志野市の現状

②日中の定期的な事業の利用状況

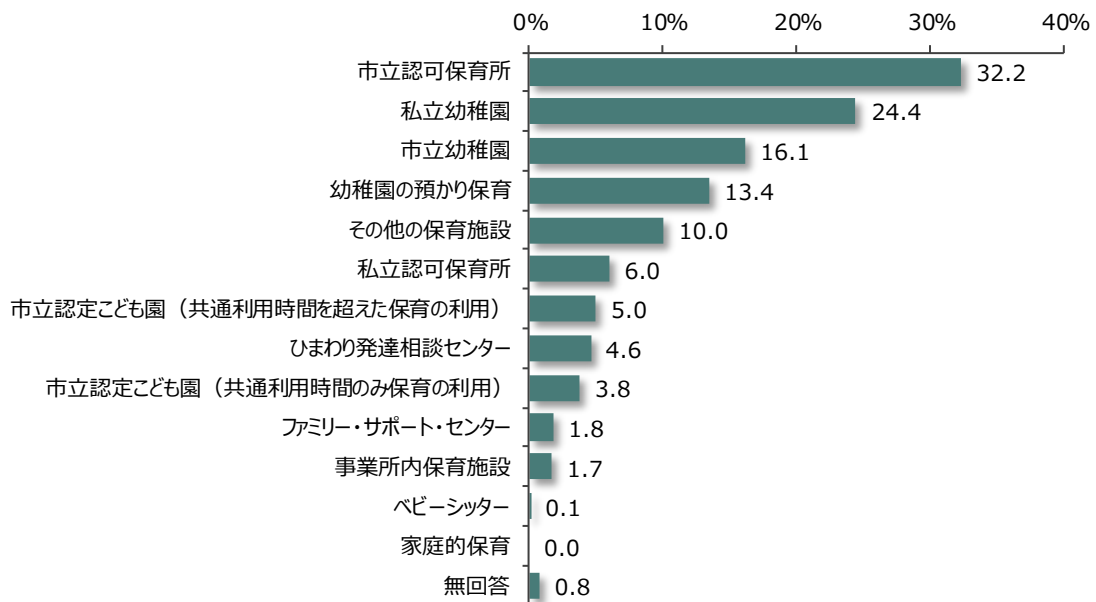
日中の定期的な事業の利用状況は、37.8%が「利用している」と回答しています。

そのうち、「市立認可保育所」の利用が32.2%で最も高く、次いで「私立幼稚園」が24.4%、「市立幼稚園」が16.1%、「幼稚園の預かり保育」が13.4%となっています。

■ 日中の定期的な事業の利用の有無（総数=2,438）



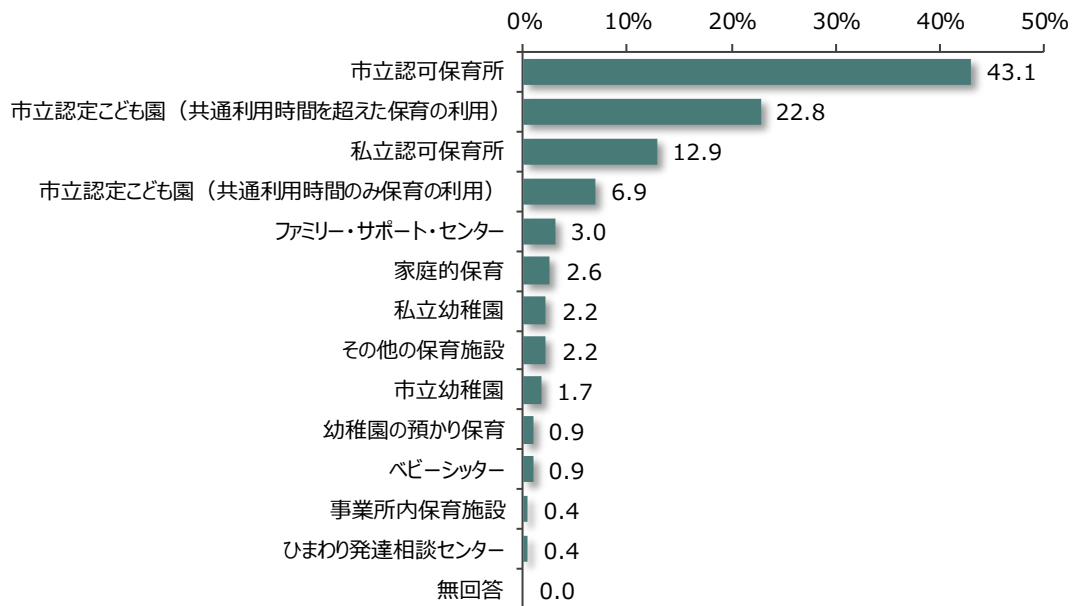
■ 利用している日中の定期的な事業（総数=922）



③日中の定期的な事業の利用希望

事業を利用していない方の、日中の定期的な事業の利用希望は、「市立認可保育所」が43.1%で最も高くなっています。次いで、「市立認定こども園（共通利用時間を超えた保育の利用）」が22.8%、「私立認可保育所」が12.9%となっています。

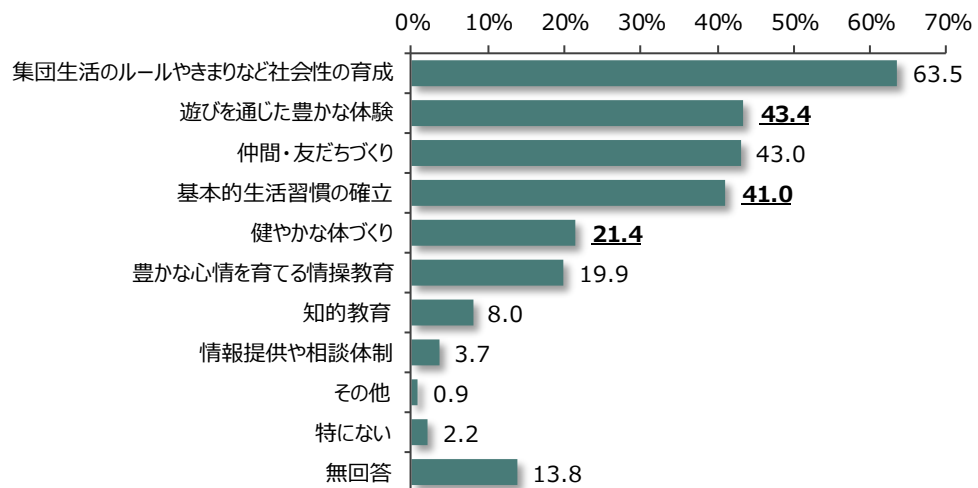
■ 日中の定期的な事業の利用希望（総数=232）



④-1 各施設に期待すること(認可保育所)

認可保育所に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が63.5%で最も高くなっています。次いで、「遊びを通じた豊かな体験」が43.4%、「仲間・友だちづくり」が43.0%となっています。

■ 認可保育所（総数=2,438）



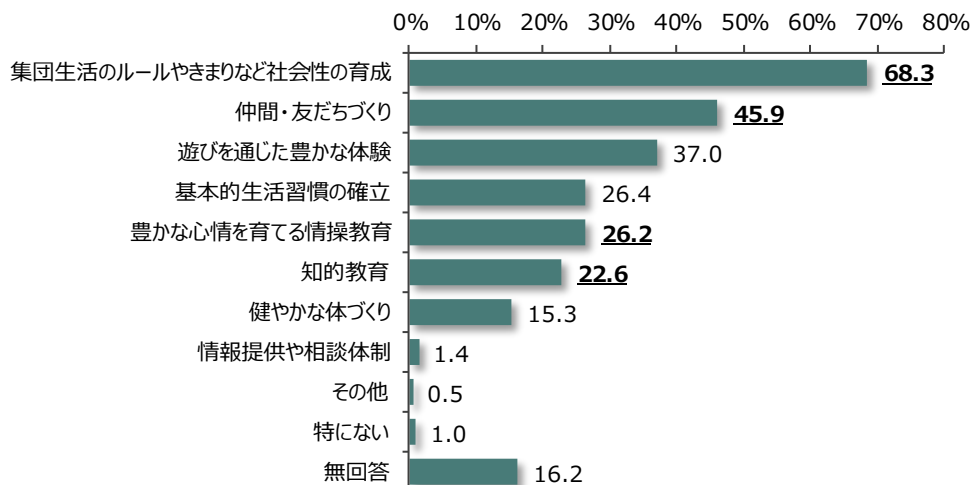
※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

第2章 習志野市の現状

④-2 各施設に期待すること(幼稚園)

幼稚園に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が68.3%で最も高くなっています。次いで、「仲間・友だちづくり」が45.9%、「遊びを通じた豊かな体験」が37.0%となっています。

■ 幼稚園（総数=2,438）

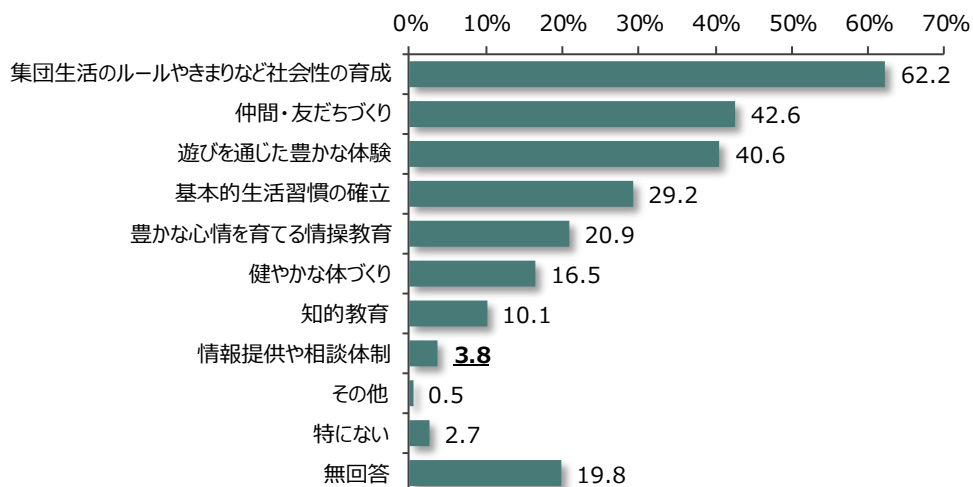


※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

④-3 各施設に期待すること(認定こども園)

認定こども園に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が62.2%で最も高くなっています。次いで、「仲間・友だちづくり」が42.6%、「遊びを通じた豊かな体験」が40.6%となっています。

■ 認定こども園（総数=2,438）

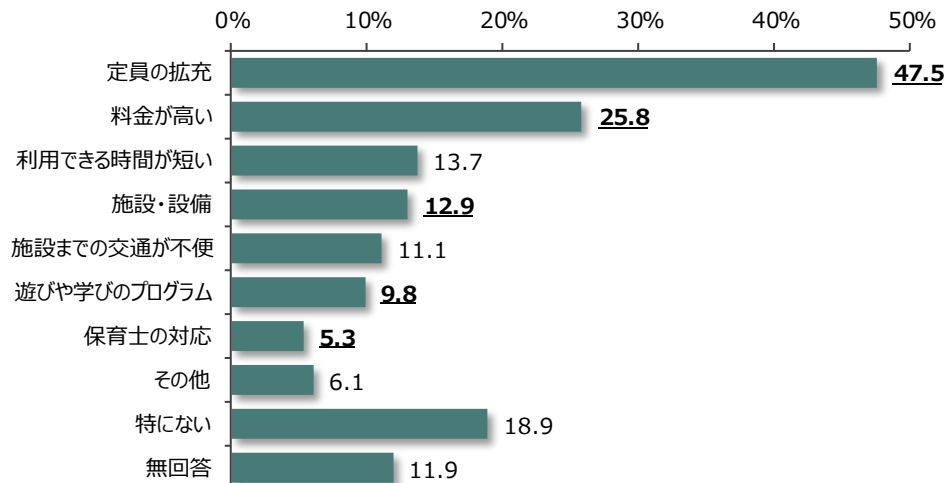


※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

⑤-1 各施設の改善すべき点(認可保育所)

認可保育所の改善すべき点は、「定員の拡充」が47.5%で最も高くなっています。次いで、「料金が高い」が25.8%、「利用できる時間が短い」が13.7%となっています。

■ 認可保育所 (総数=2,438)

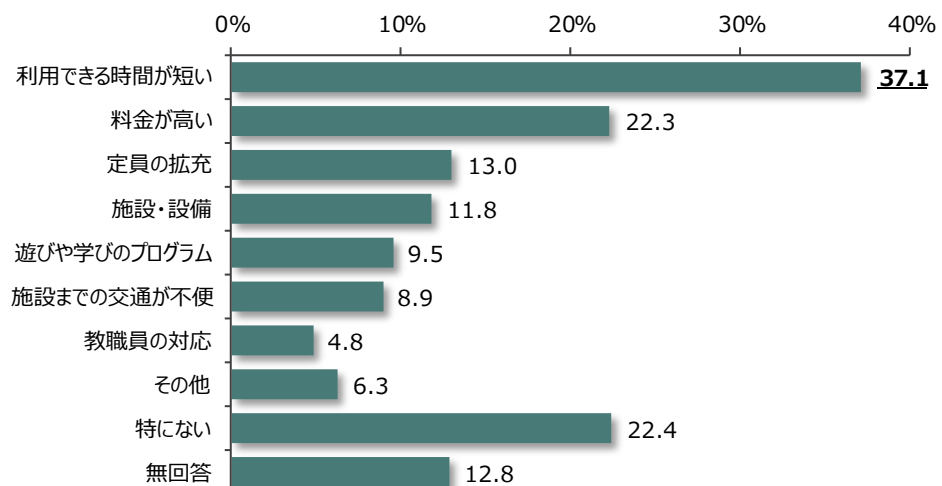


※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

⑤-2 各施設の改善すべき点(幼稚園)

幼稚園の改善すべき点は、「利用できる時間が短い」が37.1%で最も高くなっています。次いで、「料金が高い」が22.3%、「定員の拡充」が13.0%となっています。

■ 幼稚園 (総数=2,438)



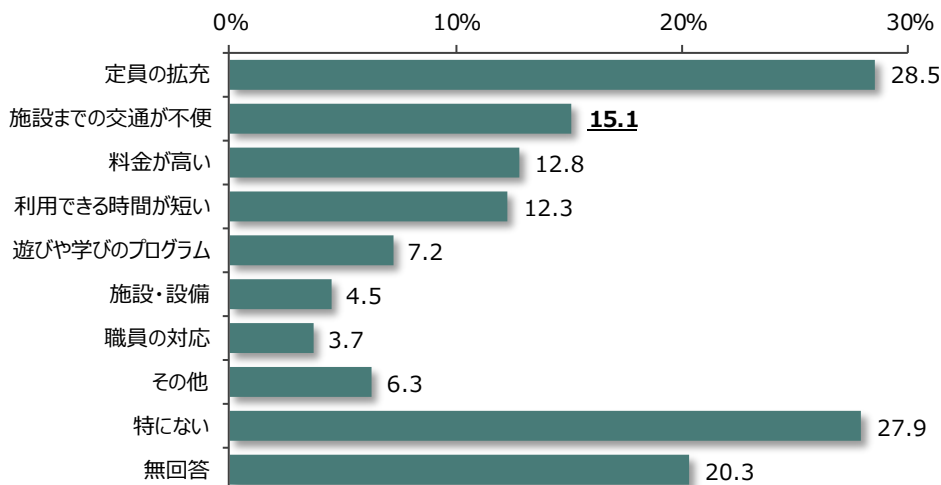
※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

第2章 習志野市の現状

⑤-3 各施設の改善すべき点(認定こども園)

認定こども園の改善すべき点は、「定員の拡充」が28.5%で最も高くなっています。次いで、「施設までの交通が不便」が15.1%、「料金が高い」が12.8%となっています。

■ 認定こども園（総数=2,438）

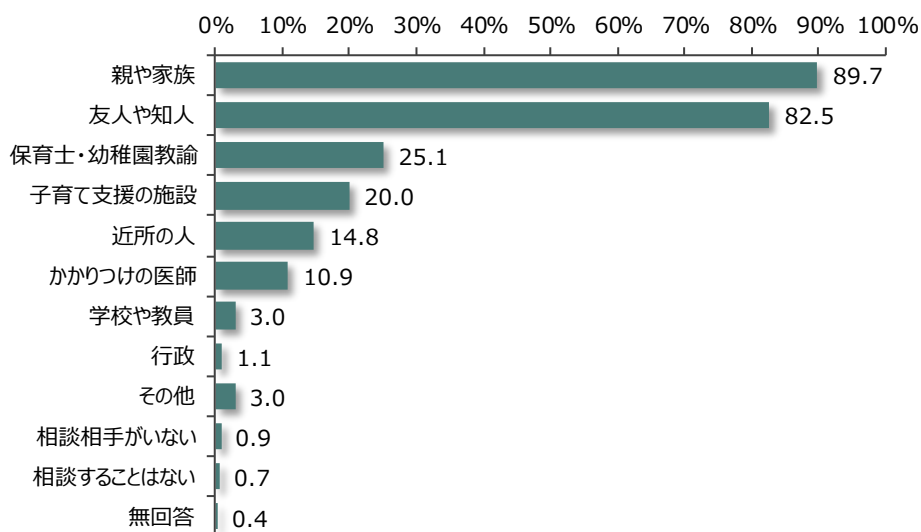


※他と比較して割合が高い項目は太字に下線

⑥相談相手

身近な地域での相談相手は、「親や家族」が89.7%で最も高くなっています。次いで、「友人や知人」が82.5%、「保育士・幼稚園教諭」が25.1%となっています。

■ 相談相手（総数=2,438）



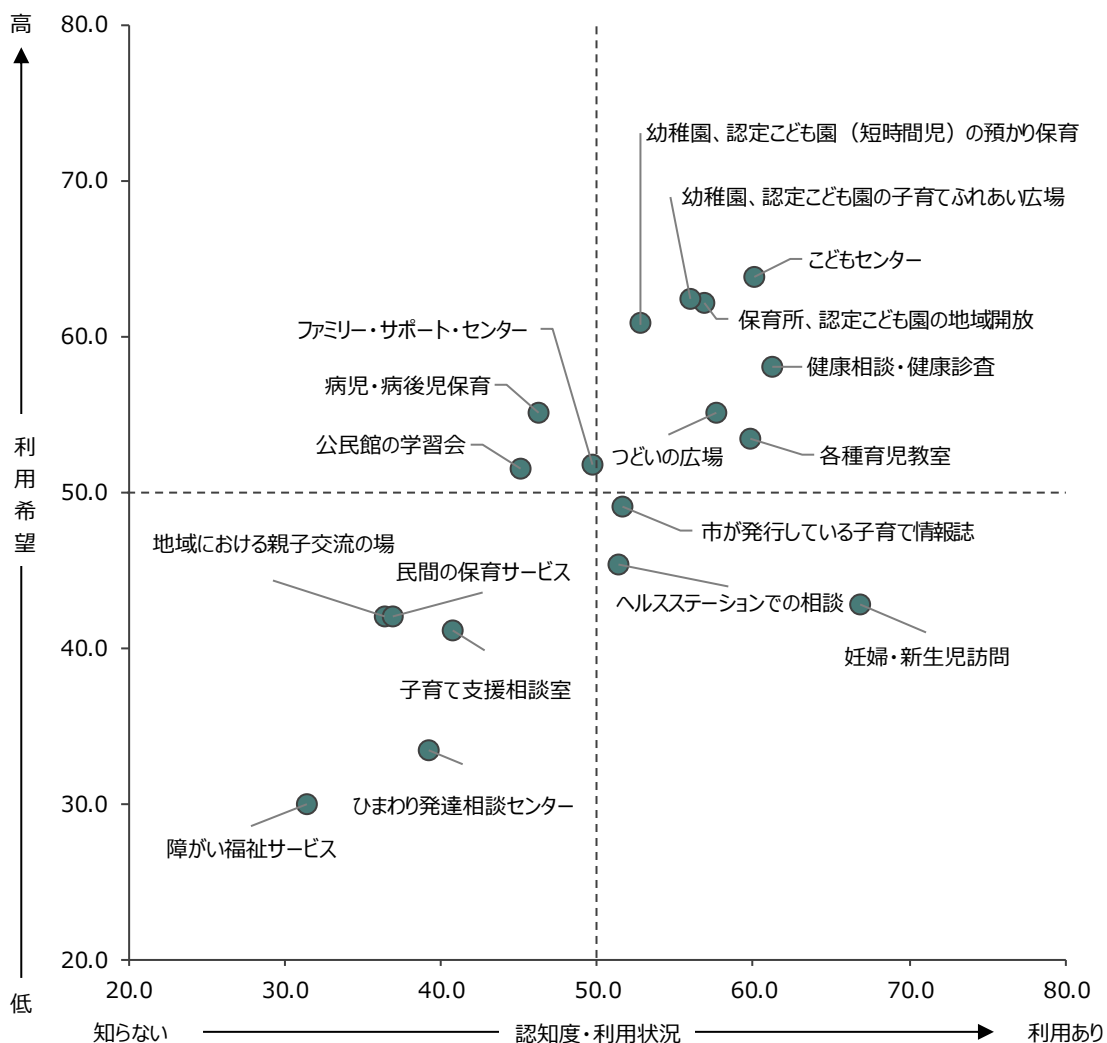
⑦子育て支援事業の認知度・利用状況と利用希望

子育て支援事業の認知度・利用状況と利用希望の関係をみると、認知度・利用状況が高い事業は利用希望も高くなる傾向があります。

認知度・利用状況と利用希望がともに平均値よりも高い事業は、「健康相談・健康診査」、「こどもセンター」、「各種育児教室」、「つどいの広場」、「保育所、認定こども園の地域開放」、「幼稚園、認定こども園の子育てふれあい広場」、「幼稚園、認定こども園（短時間児）の預かり保育」となっています。

なお、認知度・利用状況と利用希望がともに平均値よりも低い事業は「子育て支援相談室」、「ひまわり発達相談センター」、「民間の保育サービス」、「地域における親子交流の場」、「障がい福祉サービス」となっています。

■子育て支援事業の認知度・利用状況と利用希望

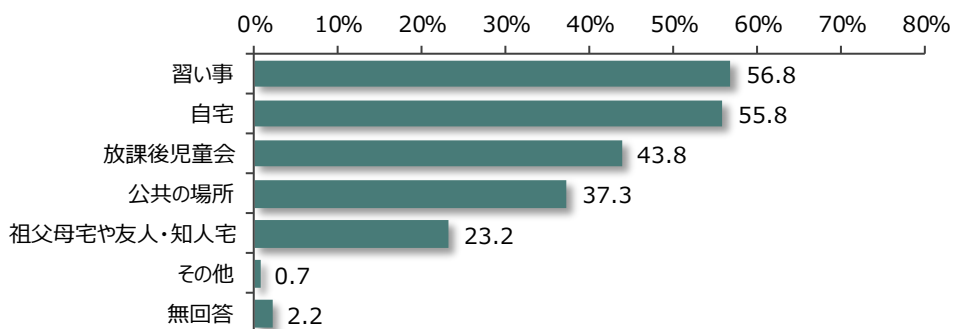


第2章 習志野市の現状

⑧-1 希望する放課後の過ごし方(低学年)

低学年時に放課後に過ごさせたい場所は、「習い事」が56.8%で最も高くなっています。次いで、「自宅」が55.8%、「放課後児童会」が43.8%となっています。

■低学年時に放課後に過ごさせたい場所（総数=2,438）

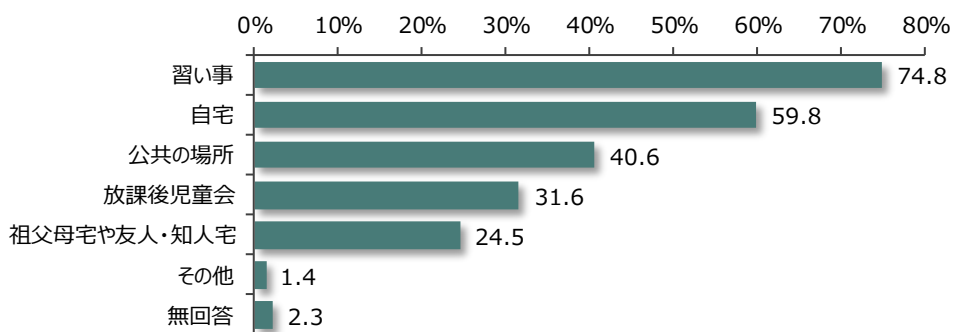


⑧-2 希望する放課後の過ごし方(高学年)

高学年時に放課後に過ごさせたい場所は、「習い事」が74.8%で最も高くなっています。次いで、「自宅」が59.8%、「公共の場所」が40.6%となっています。

低学年時と比較すると、「習い事」は18.0ポイント高くなっており、一方で、「放課後児童会」は12.2ポイント低くなっています。

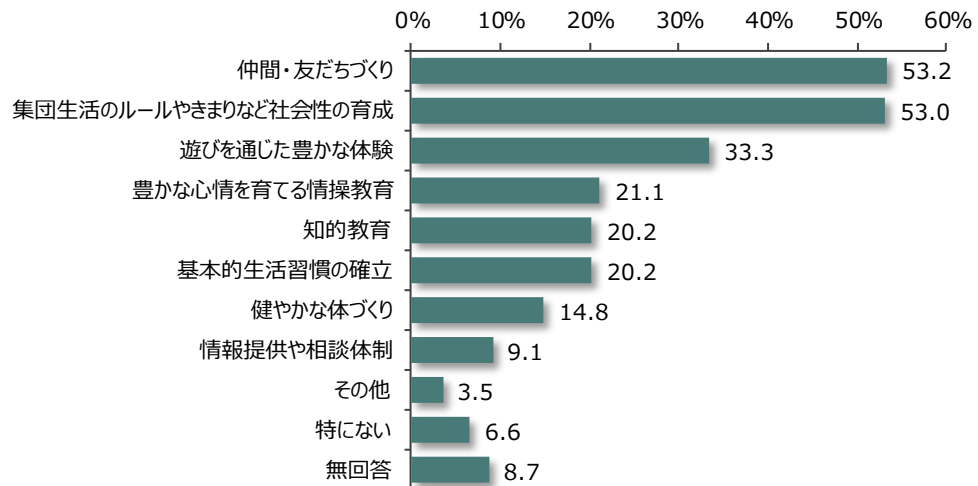
■高学年時に放課後に過ごさせたい場所（総数=2,438）



⑨放課後児童会に期待すること

放課後児童会に期待することは、「仲間・友だちづくり」が53.2%で最も高くなっています。次いで、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が53.0%、「遊びを通じた豊かな体験」が33.3%となっています。

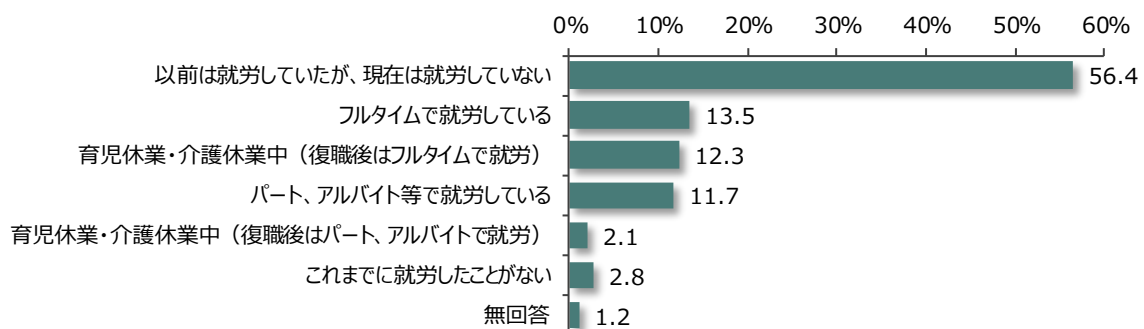
■放課後児童会に期待すること（総数=2,438）



⑩母親の就労状況

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が56.4%で最も高くなっています。次いで、「フルタイムで就労している」が13.5%、「産休・育児休業・介護休業中（復職後はフルタイムで就労）」が12.3%、「パート、アルバイト等で就労している」が11.7%となっています。

■母親の就労状況（総数=2,438）

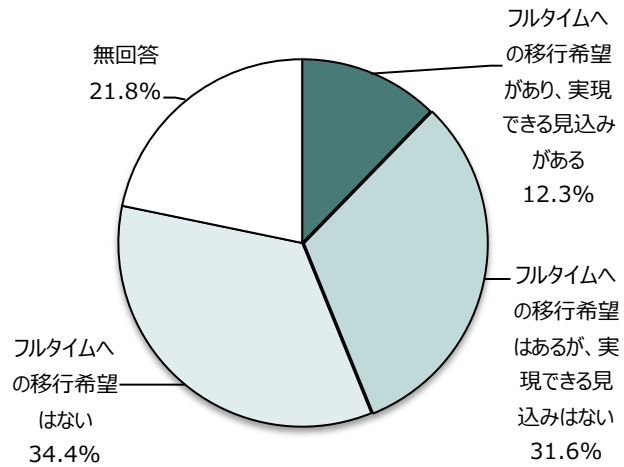


第2章 習志野市の現状

⑪パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの移行希望はあるが、実現できる見込みはない」が31.6%で、「フルタイムへの移行希望があり、実現できる見込みがある」の12.3%を上回っています。

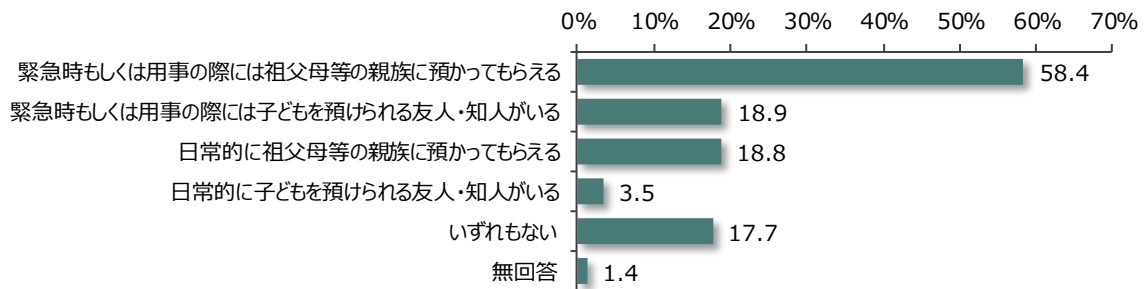
■パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望 (総数=285)



⑫日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、「以緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が58.4%で最も高くなっています。次いで、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」が18.9%、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が18.8%となっています。

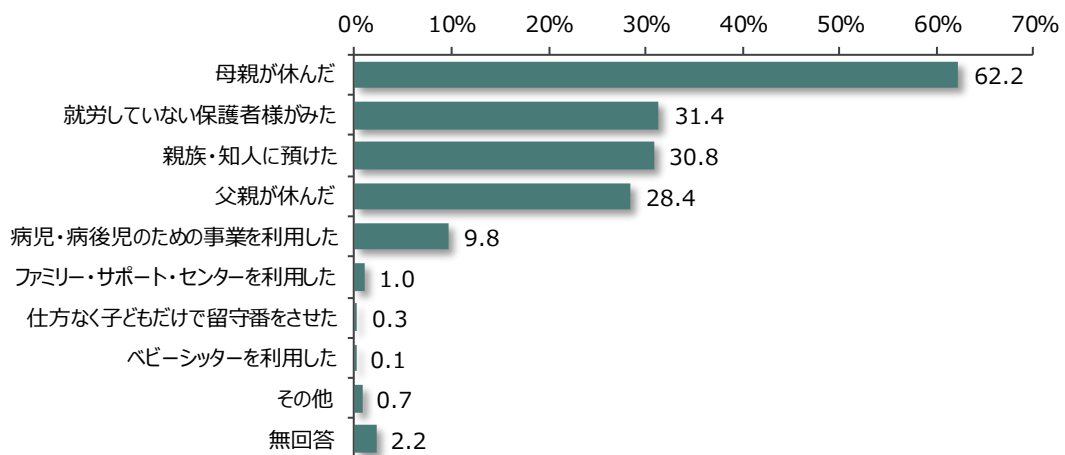
■日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無 (総数=2,438)



⑬ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法

病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法は、「母親が休んだ」が62.2%で最も高くなっています。次いで、「就労していない保護者様がみた」が31.4%、「親族・知人に預けた」が30.8%となっています。

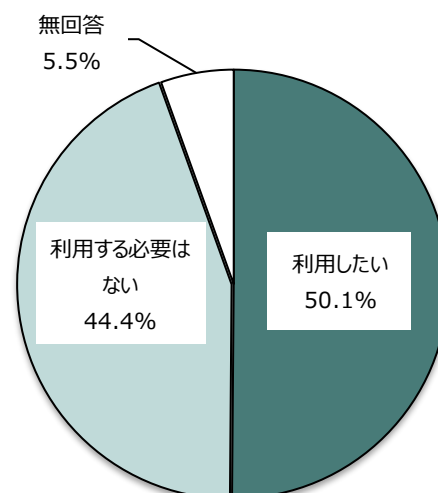
■ 病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかった場合の対処法
(総数=675)



⑭ 私用、親の通院、不定期の就労目的で利用したい事業の有無

私用、親の通院、不定期の就労目的で利用したい事業の有無は、「利用したい」が50.1%で、「利用する必要はない」の44.4%を上回っています。

■ 私用、親の通院、不定期の就労目的で利用したい事業の有無
(総数=2,438)

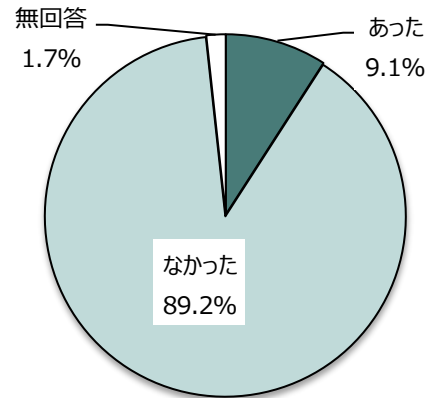


第2章 習志野市の現状

⑮泊りがけで、みてもらわなければならなかった経験の有無

泊りがけで、みてもらわなければならなかった経験の有無は、「なかった」が89.2%で、「あった」の9.1%を上回っています。

■子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無
(総数=2,438)

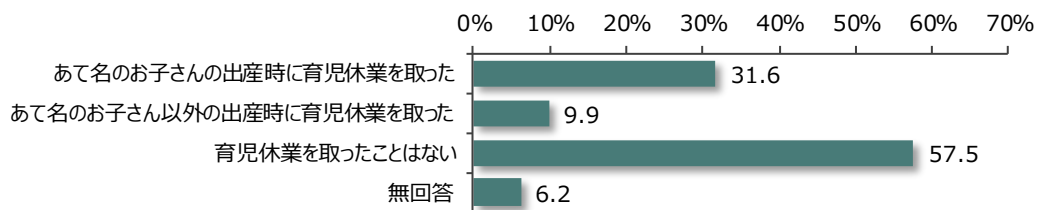


⑯育児休業の取得状況と職場復帰時の子どもの年齢

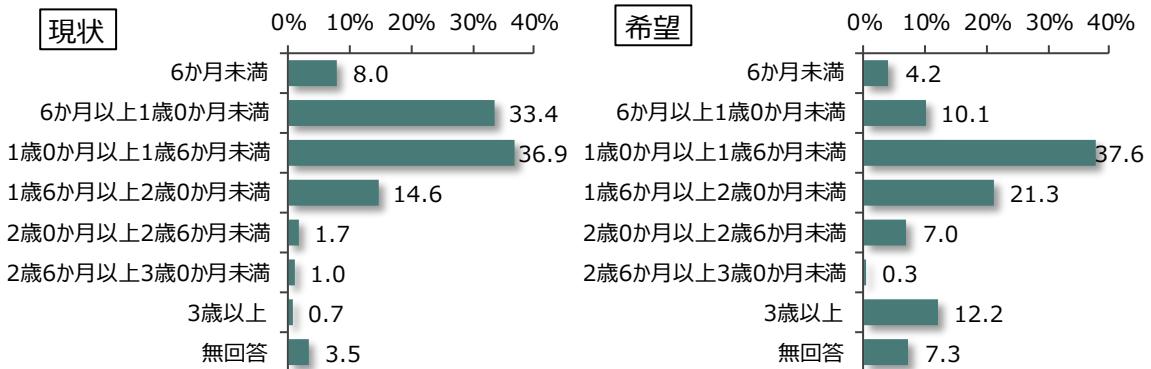
育児休業の取得状況は、「育児休業を取ったことはない」が57.5%で最も高くなっています。「あて名のお子さんの出産時に育児休業を取った」が31.6%、「あて名のお子さん以外のお子さんの出産時に育児休業を取った」が9.9%となっています。

職場復帰時の子どもの年齢は、現状では「1歳0か月以上1歳6か月未満」が36.9%で最も高くなっており、次いで、「6か月以上1歳0か月未満」が33.4%となっています。希望では、「1歳0か月以上1歳6か月未満」が37.6%で最も高くなっており、次いで、「1歳6か月以上2歳0か月未満」が21.3%、「3歳以上」が12.2%となっています。現状よりも長い期間の育児休業の取得希望があることがわかります。

■育児休業の取得状況 (総数=1,933)



■職場復帰時の子どもの年齢 (総数=287)



4 子どもの満足度調査結果の概要

①調査概要

調査対象	市内在住小学5年生、中学2年生、高校2年生に相当する児童 小学5年生1,546人、中学2年生1,621人、高校2年生1,486人
調査方法	住民基本台帳の中から無作為に抽出し、郵送により配付・回収
調査期間	平成26年2月12日～2月28日
回収結果	小学5年生989人（64.0%） 中学2年生967人（59.7%） > 合計2,415人（51.9%） 高校2年生459人（30.9%）

②放課後の居場所

放課後の居場所と休日の居場所は、いずれの年代においても「自宅」が最も高くなっています。次いで、小学生では、「近所の公園」、「塾・習い事の教室」が高く、中高生では、「学校」、「塾・習い事の教室」、「商店街・繁華街」が高くなっています。

■放課後の居場所

(単位：%)

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
自宅	57.5	83.5	69.3
友だちの家	3.4	0.3	0.4
近所の公園	14.3	0.6	0.7
塾・習い事の教室	12.4	6.5	7.0
祖父母・親戚の家	0.8	0.3	0.2
公民館・図書館等	1.8	0.0	0.4
学校	6.5	6.6	14.6
商店街・繁華街	0.0	0.4	3.3
その他	2.8	1.6	3.9
無回答	0.4	0.2	0.2

■休日の居場所

(単位：%)

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
自宅	63.7	53.4	53.6
友だちの家	1.8	2.4	2.2
近所の公園	5.6	2.0	0.7
塾・習い事の教室	9.2	2.7	3.3
祖父母・親戚の家	0.7	0.4	0.0
公民館・図書館等	1.2	0.8	1.1
学校	1.4	23.8	19.4
商店街・繁華街	2.1	8.4	9.8
その他	13.7	5.8	9.8
無回答	0.6	0.4	0.2

第2章 習志野市の現状

③地域活動の経験と参加希望

地域活動の経験では、「地域の祭りやスポーツ大会」、「公民館や町会の行事イベント」の参加割合が高くなっています。一方、「支援が必要な人の世話」、「子ども会やスポーツ少年団等」の参加割合はやや低くなるものの、「支援が必要な人の世話」の参加希望は高くなっています。

■ 地域活動の経験（参加経験がある） (単位：%)

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
地域の祭りやスポーツ大会	89.0	85.5	78.6
公民館や町会の行事イベント	70.3	64.1	57.3
地域の掃除や防災訓練	53.9	49.7	49.5
支援が必要な人の世話	31.6	36.0	36.8
子ども会やスポーツ少年団等	36.6	32.7	32.9

■ 地域活動の経験（参加希望） (単位：%)

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
地域の祭りやスポーツ大会	43.4	31.3	34.7
公民館や町会の行事イベント	37.0	24.3	22.4
地域の掃除や防災訓練	48.3	37.3	33.6
支援が必要な人の世話	52.3	40.0	47.6
子ども会やスポーツ少年団等	35.8	21.6	12.7

④習志野市について

習志野市について、90%以上が概ね住みやすく、好きであると回答しています。個別の評価では、交通や住環境等の普段の生活面の評価は高くなっていますが、自然環境や支援の必要な人の過ごしやすさ、安全面での評価がやや低くなっています。

■ 習志野市について（そう思う+ややそう思う） (単位：%)

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
★住みやすい+まあ住みやすい	93.0	92.0	90.4
★とても好き+やや好き	92.8	91.7	90.6
電車やバスなどの交通が便利	84.5	84.0	83.2
自宅周辺の環境が良い	78.4	82.0	82.8
学校などで勉強しやすい	75.8	74.0	70.6
子どもが過ごしやすい	67.6	71.1	61.9
緑や川などの自然環境が良い	48.2	46.6	43.2
音楽やスポーツなどが盛ん	72.7	78.8	67.3
災害への対策が充実している	52.6	50.6	44.2
まちで会う人がやさしく親切	75.7	71.5	67.5
まちが静かで落ち着いている	67.6	69.8	66.0
障がいのある人が過ごしやすい	52.4	55.3	42.9
お年寄りが過ごしやすい	60.8	62.3	54.6
買い物等の普段の生活が便利	85.2	82.2	82.0
まちがいいきいきしている	66.7	63.6	52.3
道路や歩道や木などがきれい	70.9	72.4	68.6
犯罪が少なく安全	57.7	61.3	58.0

⑤ 習志野市にあったらよいと思う場所や施設

習志野市にあったらよいと思う場所や施設は、「公園や広場」、「大型ショッピングセンター」、「友だちとのたまり場所」、「自由に遊べる施設」等が高くなっています。

■ 習志野市にあったらよいと思う場所や施設 (単位：%)

	小学生 (総数=989)	中学生 (総数=967)	高校生 (総数=459)
公園や広場	61.0	44.9	40.3
運動場	38.8	31.7	27.7
体育館やプール	49.3	40.3	32.9
図書館	30.4	19.8	25.3
公民館	11.3	4.2	5.0
自由に遊べる施設	65.2	36.0	27.2
自然とふれあえる場所	36.6	18.9	15.7
ダンスや演劇、楽器ができる施設	24.8	20.8	19.2
インターネットが使える施設	30.2	28.1	13.9
大人が遊びを教えてくれる場所	17.6	4.2	4.6
子どもの意見が言える場所	24.4	12.4	10.5
相談にのってくれる場所	21.9	10.7	9.2
友だちとのたまり場所	56.3	50.9	36.2
大型ショッピングセンター	50.7	54.0	39.7
子どもやお年寄りとお過ごせる場所	32.8	16.2	17.9
障がいのある人が使いやすい施設	34.4	22.8	21.1
特になし	1.9	3.9	6.1
その他	8.6	8.1	12.6

⑥ 習志野市が今後力を入れるべきこと

習志野市が今後力を入れるべきことは、「安全・安心で平和なまち」が最も重要であるという結果となっています。

■ 習志野市が今後力を入れるべきこと (単位：%)

	小学生 (総数=989)	中学生 (総数=967)	高校生 (総数=459)
お年寄りへの支援	53.0	40.3	36.2
障がいのある人への支援	46.5	33.8	31.8
子どもへの支援	53.4	39.8	34.6
子育て中の人への支援	43.6	31.6	30.3
健康づくりの支援	33.9	20.1	17.6
学校教育	45.8	38.7	35.3
生涯学習・生涯スポーツ	30.0	23.0	26.4
自然を守る	43.9	28.3	23.3
道路や歩道の工事など	43.9	35.3	35.3
安全・安心で平和なまち	71.5	56.4	47.7
多くの会社を集める	11.3	12.7	11.5
多くの観光客を集める	28.9	17.8	14.4
その他	5.7	5.2	5.4

第2章 習志野市の現状

⑦インターネットの利用

携帯電話の所有状況は、小学生が51.8%、中学生が76.0%、高校生が96.6%が所有しています。

インターネットの利用目的は、「調べもの」や「音楽や動画などを見る」、「ゲーム」が平均して高くなっていますが、年代が高くなるにつれて「メール」や「SNS」などの利用割合が高くなり、利用目的が多様化しています。

■携帯電話の所有状況 (単位：%)

	小学生 (総数=989)	中学生 (総数=967)	高校生 (総数=459)
子ども向け携帯電話	29.2	4.8	0.9
スマートフォン	5.6	36.2	79.1
その他の携帯電話	17.0	35.0	16.6
持っていない	46.2	23.3	2.4
無回答	2.0	0.8	1.1

■インターネットの利用目的 (インターネットを利用している場合) (単位：%)

	小学生 (総数=749)	中学生 (総数=860)	高校生 (総数=440)
メール	12.1	48.1	55.6
調べもの	58.0	72.2	78.2
勉強	19.6	27.5	31.4
SNS	3.4	37.1	69.1
ゲーム	33.1	46.1	49.9
音楽や動画などを見る	42.3	65.8	67.3
音楽や動画などのダウンロード	4.9	27.2	32.7
買い物やチケットの予約	4.6	8.4	18.1
その他	3.5	1.9	2.2

⑧悩みや心配事

悩みや心配事は、「勉強や進学のこと」が最も高くなっており、年代が高くなるにつれて、悩みや心配事を持つ割合が高くなっています。

■悩みや心配事 (単位：%)

	小学生 (総数=989)	中学生 (総数=967)	高校生 (総数=459)
勉強や進学のこと	39.5	75.9	78.0
友達や仲間のこと	21.6	27.7	20.7
性格のこと	17.5	21.1	23.3
健康のこと	14.5	14.2	11.8
お金のこと	13.4	18.3	27.5
家族のこと	10.0	10.0	10.7
容姿のこと	18.7	25.9	26.8
異性のこと	3.9	8.6	10.9
仕事のこと	-	5.1	8.3
悩みや心配なことはない	35.4	15.0	10.0
その他	2.7	4.1	1.7

⑨相談相手

困った時の相談相手は、小学生では両親の割合が高くなっています。しかし、年代が高くなるにつれて両親の占める割合が低くなり、友達の割合が高くなっています。

■相談相手

(単位：%)

	小学生 (総数=989)	中学生 (総数=967)	高校生 (総数=459)
父親	32.7	21.0	19.4
母親	72.2	53.3	52.3
兄弟・姉妹	15.6	13.5	13.9
おじいさん・おばあさん	9.7	5.4	2.2
おじさん・おばさん	2.6	1.0	1.5
同性の友達	38.7	57.3	61.2
異性の友達	3.7	8.9	10.0
先輩・後輩	4.8	7.8	9.4
学校の先生	16.8	14.0	13.1
保健室の先生	2.7	0.9	0.9
スクールカウンセラー・教育相談員	0.1	1.1	0.9
塾や予備校の先生	2.2	3.9	4.1
雑誌・本・インターネット	0.7	4.4	3.1
電話相談	0.2	0.3	0.2
誰にも相談しない	13.8	18.3	13.9
その他	3.1	2.1	2.2

5 子育て支援施策の状況

(1)保育事業

①通常保育

▷市立保育所 13 か所、市立こども園2か所、私立保育園 1 か所で実施しています。
(平成26(2014)年度入所定員 1,801)

▷開所時間

- ・市立保育所・こども園：7時～19時（市立保育所の土曜日：～18時30分）
- ・私立保育園：7時～20時（通常保育時間8時30分～16時30分）

②延長保育

▷市立保育所 13 か所、市立こども園 1 か所、私立保育園 1 か所で実施しています。

▷延長保育時間

- ・市立保育所・こども園：18時～19時（市立保育所の土曜日：～18時30分）
- ・私立保育園：18時～22時

③低年齢児保育

▷生後57日から0歳児の低年齢児保育を実施しています。

- ・生後57日から：市立保育所2か所、市立こども園1か所、私立保育園1か所
- ・生後4か月から：市立保育所1か所
- ・生後6か月から：市立保育所9か所

④障がい児保育

▷全施設で心身に障がいを有する児童の入所が可能となっており、健常児童との集団保育を行っています。

⑤休日保育

▷年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園 1 か所で実施しています。

▷休日保育時間：8時～17時

⑥一時預かり

▷市立保育所2か所、市立こども園1か所、私立保育園1か所で実施しています。

▷主な利用目的

- ①パート等で月15日以内の保育を必要とする場合
- ②病気やけがで緊急に保育が必要になった場合
- ③心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合（リフレッシュ目的）

▷預かり時間

- ・平日：8時30分～17時（私立保育園：～16時30分）
- ・土曜日：8時30分～12時30分（こども園：～17時、私立保育園：未実施）

⑦病児病後児保育

▷子どもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設で子どもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

■市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	63					
1歳児	243					
2歳児	272					
3歳児	325					
4歳児	329					
5歳児	350					
合計	1,582					

資料：

（各年4月1日現在）

■市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
0歳児	63					
1歳児	243					
2歳児	272					
3歳児	325					
4歳児	329					
5歳児	350					
合計	1,582					

資料：

（各年4月1日現在）

第2章 習志野市の現状

(2)児童健全育成事業

①放課後児童会

▷保護者の就労等により、放課後、保護者が不在の児童（原則として1年生から3年生）を対象に、健全育成と事故防止を図るため、遊びや生活指導を通して異年齢の集団の中でお互いを思いやる心や自立心を養う場として、16小学校区21か所で実施しています。

▷開設時間

- 平日：放課後～19時
- 土曜日や夏季休業日等の学校休校日：8時30分～19時

■放課後児童会の入所児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1年生	298					
2年生	253					
3年生	195					
4年生	6					
5年生						
6年生						
合計	752					

資料：

(各年5月1日現在)

②子ども会

▷市内には各地域に子ども会があり、地域に根ざした活動を行っています。また、「習志野市子ども会育成会連絡協議会」では、子ども会の活動の支援や子ども会スポーツ大会等の事業もを行っています。

③スポーツ少年団

▷市内には誰でも参加できる「習志野市スポーツ少年団」があり、活動しています。

(3)子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

▷子どもの一時的な預かりや保育所への送迎、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援、児童の宿泊を伴う育児の援助を受けたい人、援助できる人が会員になり会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。

②こどもセンター

▷主に就学前の子どもと保護者のための子育て広場として、親子が自由に遊び、交流できる場や子育てに関する情報の提供等を行い、子育てのお手伝いをしています。
▷保育士や保健師による子育てに関する相談、小児科医による育児相談、おはなし会、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、親子リズム、親子工作等を2か所で実施しています。

③つどいの広場(きらっ子ルーム)

▷商店街の空き店舗やマンションの一室等を活用して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流を図り、育児相談等を行う場を2か所で提供しています。

④保育所・こども園の地域開放

▷市立保育所・こども園の所(園)庭を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。

⑤幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

▷市立幼稚園・こども園を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、幼稚園教諭・民生委員・児童委員・母子保健推進員等が、仲間づくりや情報提供等の子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児の遊戯等の発表も行われています。

⑥幼稚園・こども園の施設開放

▷子育てふれあい広場以外にも、親子遊びの場として市立幼稚園・こども園を開放しています。

第2章 習志野市の現状

(4)母子保健事業

①母子健康手帳の交付

- ▷個別に相談に応じながら看護職員が面接することで、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、自ら健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- ▷妊娠中から子育て時期の事業や制度について情報提供しています。

②ママ・パパになるための学級

- ▷グループワークや体験学習を行い、妊婦同士の交流を図るとともに、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、自らが主体的に考え行動できるようにし、妊娠中を快適に過ごしながら、不安なく出産・育児できるようにしています。
- ▷夫（パートナー）に対して、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③母子保健推進員活動

- ▷市民と行政のパイプ役として全出生家庭を訪問し、地域での子育てを支援しています。

④健康相談

・4か月児・10か月児健康相談

- ▷発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、子どもの発育・発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。
- ▷保健師・栄養士・歯科衛生士が相談・健康教育を行うことで、育児不安の軽減を図り、よりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

・発達相談

- ▷子どもの心身の発達の不安に、専門医師が相談に応じ、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。

・幼児相談

- ▷就学前の子どもと保護者を対象に、心理相談員や保健師が子どもの心身の発達や保護者の気持ちについての相談に応じています。

・歯みがき教室

- ▷1歳から3歳の子どもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

・その他の健康相談

- ▷電話や来所、訪問等で、妊婦・保護者からの相談に応じ、不安を軽減できるよう支援しています。

⑤健康教育

- ・乳幼児期の健康教育（離乳食教室・幼稚園健康教育・幼児むし歯予防指導）
- ▷5か月から6か月の第1子の保護者を対象に、栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。
- ▷幼稚園児が身体のしくみを理解し、いのちの大切さや成長することに喜びを感じ、日常生活に結び付けられ、保護者にも自分自身や家族の生活習慣を振り返ってもらう機会として関係機関との連携で健康教育を実施しています。
- ▷市立幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。
- ・学童期・思春期における健康教育
- ▷成長・発達段階にあわせた「いのちと性の教育」を目的とした学習機会を、関係機関との連携で提供しています。

⑥中学校区地域保健連絡会

- ▷子どもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進しています。

⑦健康診査

- ・妊婦一般健康診査
- ▷妊娠中の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。
- ・乳児一般健康診査
- ▷3か月から6か月、9か月から11か月の乳児の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。
- ・成人歯科健康診査(妊婦)
- ▷妊娠中の歯科疾患の予防及び早期発見のため、費用を助成しています。
- ・1歳6か月児・3歳児健康診査
- ▷発育・発達の確認や歯科健康診査等を行い、個々の状況に応じた相談等の支援を行っています。
- ▷3歳児健康診査では、希望に応じて保護者の歯科健康診査も実施しています。

⑧予防接種

- ▷感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

第2章 習志野市の現状

(5)教育の状況

①幼稚園・こども園

▷市立幼稚園 13 か所、市立こども園3か所、私立幼稚園5か所があります。

▷保育時間

- ・市立幼稚園・こども園：平日9時～14時（市立幼稚園・水曜日：～13時）

②預かり保育

▷市立幼稚園 11 か所、市立こども園3か所、私立幼稚園5か所で実施しています。

▷保育時間

- ・市立幼稚園：平日 14 時～16 時（水曜日：13 時～15 時）
- ・こども園：平日 14 時～17 時

■市内幼稚園・こども園（短時間児）入園児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
3歳児	442					
4歳児	1,083					
5歳児	1,099					
合計	2,624					

資料：

(各年5月1日現在)

③小学校

▷市内には市立小学校が16校あります。

■小学校児童数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1年生	1,524					
2年生	1,512					
3年生	1,531					
4年生	1,555					
5年生	1,622					
6年生	1,506					
合計	9,250					

資料：

(各年5月1日現在)

④中学校

▷市内には、市立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

■中学校生徒数の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1年生	1,299					
2年生	1,307					
3年生	1,311					
合計	3,917					

資料：

(各年5月1日現在)

⑤学校評議員制度

▷保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高め、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことを目的として、学校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる制度で、市立小学校15校、市立中学校7校、市立高校1校（市立小学校1校では、学校運営協議会を設置）で導入しています。

6 課題の整理

平成 25（2013）年に実施した「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び平成 26（2014）年に実施した「子どもの満足度調査」、並びに習志野市子ども・子育て会議での協議内容をまとめ、課題を整理すると以下のとおりになります。

課題1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力づくり

(1)教育・保育の機会の確保

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備することが求められています。

①基本的な教育・保育事業

- ▷待機児童を解消し、仕事と子育ての両立支援として親の多様な就労状況に対応するため、教育・保育施設、延長保育、休日保育等を充実する必要があります。
- ▷放課後児童会のニーズに対応するため、学校の余裕教室等を活用した受け皿の拡大等について検討していく必要があります。

(2)子どものたくましい成長に資する教育・保育環境の充実

子どもたちが自分自身の存在をかけがえのないものであることを知るとともに、周りの人の存在を尊重する心を持ちながら他者と接することや将来に向けた進路や職業等の選択を自己決定する力を養うこと等、次代の親になるための取り組みを、年齢に応じて段階的に行う学校教育が求められています。

①学校教育環境等

- ▷子どもの自律に向けた、確かな学力・たくましく生きる力を身につけることができるように、学校教育内容の充実に努める必要があります。

②体験活動の機会

- ▷少子化や都市化等の影響により、人付き合いや地域とのかかわりが希薄化している子どもたちに、様々な体験活動の機会を提供する必要があります。

③次代の親の意識

- ▷家庭内での役割等の男女平等に関する意識や自己肯定感を高めるための取り組み等について、年齢に応じた教育を行う必要があります。

(3)子どもが健康で安全に暮らせる環境の充実

地域での安全・安心なまちづくりの推進をはじめとして、各種関連計画に基づいた施策を積極的に進めるとともに、子どもの視点に立った、子ども・子育てに優しい生活環境の整備、防犯、交通安全体制の充実など、家族がいつまでも健康で安全、快適に暮らせるまちが求められています。

①施設環境

▷多様な教育・保育ニーズや安全で安心な環境を実現するため、計画的な施設整備・改修等を行う必要があります。

②親と子どもにやさしい外出環境

▷歩道や道路全般の安全性の確保についてのニーズが高く、道路等のバリアフリー化を継続して計画的に取り組んでいく必要があります。

▷子育てしやすい居住環境（公園等）を整備するとともに、子育て家庭が気軽に外出できるまちづくりを推進する必要があります。

③防犯・防災対策

▷日頃からの情報の把握と共有が重要であることから、地域や教育機関、行政等による情報共有等の連携体制を継続して整備する必要があります。

▷地域住民によるパトロールやメール等を活用した情報配信等、多様な防犯・防災対策を推進し、防犯・防災意識の向上に努める必要があります。

課題2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所づくり

(1)安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

特に支援が必要な子どもや困難を抱える子どもや家庭への支援、母子ともに健康で過ごせる支援、子を持つ親としての意識を育み共有するための支援等、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができる環境が求められています。

①親と子どもの健康支援

▷健康相談・健康診査、各種育児教室等の今後の利用希望が高く、事業を充実するとともに関係機関の連携を強化する必要があります。

▷子どもが急病時の保護者の不安感を解消するため、夜間・休日時における小児医療体制の整備と適正な時期の受診について、保護者に情報提供をしていく必要があります。

第2章 習志野市の現状

(2)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

都市化や核家族化の進行により、家庭や地域で子育てに関する状況が大きく変化しており、不安や悩みを抱える保護者が増加しています。また、保護者の就労形態等の変化により、子育てに関するニーズは多様化しています。

多様化されたニーズに対応するため、相談窓口や情報提供、教育・保育事業、各種助成等の充実が求められています。

また、子どもの権利を最大限に尊重するため、児童虐待防止に関する取り組みや子育てに対する専門的な相談や療育の場の充実が求められています。

①子育てに関する相談窓口・情報提供

▷不安や悩みの相談相手となる家族や身近な方に適切な情報が的確に発信できるよう、行政による相談窓口や情報提供を充実する必要があります。

②多様なニーズに応える保育サービス

▷保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等を充実する必要があります。

▷ファミリー・サポート・センターをはじめとした、地域における子育て支援サービス機能を充実し、地域全体で子育てできる環境を整備する必要があります。

③子育て家庭の経済的負担の軽減

▷子育て家庭への経済的負担の軽減に対するニーズが高く、市の財政状況を勘案しながら負担の軽減について検討していく必要があります。

④ひとり親家庭への支援

▷ひとり親家庭の自立支援を図るとともに、ひとり親家庭自立支援員を中心とした相談、情報提供体制を充実する必要があります。

⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制

▷子育てが孤立化して虐待につながらないように、虐待の未然防止や虐待の早期発見・早期対応が可能となるような事業の充実と各関係機関との連携を強化する必要があります。

▷発育や発達に課題がある子どもたちの早期発見、早期支援を強化するとともに、子どもにかかわる職員の資質の向上を図りながら、個別の状況に応じた支援を充実する必要があります。

⑥障がい児施策の充実

▷ノーマライゼーション（すべての人々が、できる限り同じような生活を営めるようにすること）の観点から、相談支援や各種助成等を充実する必要があります。

(3)家庭の教育力の向上

少子化や核家族化、就労状況の変化等により、生活習慣の乱れや社会的マナーの欠如、犯罪の低年齢化等が社会問題となっており、保護者を含め、家庭の教育力の向上が求められています。

①家庭教育

▷ P T A家庭教育学級や幼児家庭教育学級等の内容を充実し、子育てにおける家庭の役割について再認識するとともに、子育てに喜びを感じることができるような取り組みを行う必要があります。

課題3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会づくり

(1)地域における子育て・子育て支援拠点の整備

少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴う関係の希薄化等により、地域社会でのふれあいの機会が減少するなかで、子育て家庭の不安や負担感・孤立感を軽減するため、親子や子ども同士が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

①地域における子どもの居場所づくり

▷ 地域全体の子育て支援の視点に立ち、子育て後の世代の知識や経験を活用した子育て支援サービスや、地域の施設や空き教室を活用した集団での遊びの場の提供等を充実する必要があります。

②地域における子育て支援の拠点の充実

▷ 地域の子育て拠点として期待されるこども園や、多くの子育て家庭に利用されているこどもセンター・つどいの広場（きらっ子ルーム）を充実する必要があります。

第2章 習志野市の現状

(2)地域における多様なネットワークの活用と充実

子育て家庭の不安や負担感を軽減し、地域で親子が孤立しないよう、気軽に利用できる相談の場や交流の場が求められています。

また、地域の人材育成、日常的な世代間交流、地域活動組織のネットワークの強化等による地域全体での子育て支援が求められています。

①世代間交流

▷1世帯あたりの子どもの数の減少により、乳幼児に接した経験がある子どもたちが少なくなっていることから、乳幼児とのふれあい体験を充実する必要があります。

▷インターネットや携帯電話等の普及により、人と人が直接向き合って交流する機会が少なくなっており、子どもの時から人と人との関わりが大事であることを実感できるように、地域参加型の学校行事の推進や地域活動等への積極的な参加を推進していく必要があります。

②地域の人材の知恵や経験を生かす活動

▷地域における子育て支援体制を構築するために、子育て経験者の活用に向けた方策や、地域間・団体間の交流や情報共有を目的とした場の提供等を充実する必要があります。

③地域における子育て支援

▷地域における様々な交流の場を設け、地域全体での子育て支援体制の構築を図る必要があります。

④企業における子育て支援

▷仕事と家庭生活の両立支援がかなう家庭生活を送るためには、職場の理解が不可欠であり、子育てしやすい職場環境づくりが企業としての社会的責任であるとともに、それが子どもの成長・発達に重要であるとの認識のもと、職場にとっても生産性の向上等の面で利点が多いことの意識づけを図る必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

(中扉・裏)

1 基本理念

子どもは、未来をつくる存在であり、社会の希望です。子どもの健やかな成長を支える営みは、子ども、父母その他の保護者、地域の人々が共に係わり、共に育ち合い、共に支え合うことで実現するものであり、それが市民一人ひとりの幸せにつながり、やさしさにあふれるまちをつくっていくと考えます。

子育てとは、本来、子どもに限りない愛情を注ぐ尊い営みであり、父母その他の保護者がまずもって担うべきものです。

しかしながら、子育てを行う家庭が置かれている環境は大変厳しく、核家族化の進行等によって日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難である家庭や、様々な理由から共働きを選択するものの仕事と子育ての両立に困難を感じている家庭は多く、就労の有無等に係わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

また、少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、子どもが異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちに影響のある環境の変化も顕著です。

本市では、すべての子どもの健やかな成長を実現するために、市民や行政・学校・団体・企業等の地域社会が、その目的を共有して、家庭が子育ての負担や不安・孤立感の中から喜びや生きがいを感じて子育てをすることができるよう、また、子どもが安心して育まれるとともに、子どもが集団の中で育ち合うことができるよう、協働し、それぞれの役割を果たすことが、子育て・子育て支援の力になると考えています。

子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野

2 基本視点・基本目標

計画策定にあたっての基本視点及び基本目標として、本計画では以下の3項目を掲げます。

基本視点1 「自律力」

基本目標1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

急速に進んだ都市化、少子化等により、子どもが自由に学び、遊ぶ機会や場所、子ども同士や子どもと地域の人たちがお互いに交流する機会が少なくなっています。また、インターネットや携帯電話等の普及は、子どもの内面形成にも影響を及ぼしており、自らが持っているたくましく生きていく力をコントロールし、十分に伸ばすことが難しい状況にあります。

しかしながら、現在でもたくましさを感じさせる子どもが多数いることからすれば、まわりの大人や子ども自身の意識が変わることによって、子どものたくましさを育むことは可能なことであると考えられます。

そこで、本計画では、子どもが自分の未来を見つめてたくましく生きていく力＝「自律力」という視点をもって策定します。

基本視点2 「家庭力」

基本目標2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能が低下してきているといわれています。また、家庭で子育てをされている方の精神的負担が問題になる等、男性の育児への参加を促進するとともに、子育て家庭の親に子育ての知識や情報を積極的に提供し、安心して子育てができるよう家庭における子育て能力を高めていくことが必要です。さらに、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができ、子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。

そこで、本計画では、家庭において、家族がお互いに協力し合いながら育ち合い、支え合い、子育てに喜びを感じるという意識が重要であり、家庭において子育てする力＝「家庭力」という視点をもって策定します。

基本視点3 「地域力」

基本目標3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

かつての地域には、様々な行事や人の交流がありましたが、現在の社会では、そうした地域における活動が少なくなり、子育ても地域とは切り離されてしまっています。

しかし、子育て支援を行っているNPOによる活動や、ファミリー・サポート・センター等の相互援助システム等、現代に合った形の地域活動も出てきています。

そうした新しい子育て支援の取り組みに加え、さらに地域の中で、子育て中の親同士、子育て経験のある年長者との交流等を通して、子育て情報の交換、相談、子どもの一時預かり等、身近な地域で子どもや子育て家庭を温かく応援し、支え合いの輪を広げていくことが重要です。また、そうすることで、地域自体も子どもから元気をもらい、活性化していくものと考えられます。

そこで、本計画では、地域が子どもたちをあたたかく見守り、その家庭をあたたかく応援する力＝「地域力」という視点をもって策定します。

3 施策体系

基本理念		子どもの健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野	
基本視点1	自律力	基本目標1	子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む
	基本方針1	教育・保育の機会の確保 施策内容 ①基本的な教育・保育事業の整備	
	基本方針2	子どものたくましい成長に資する教育・保育環境の充実 施策内容 ①保育・学校教育環境等の整備 ②体験活動の機会の充実 ③次代の親の意識づくり	
	基本方針3	子どもが健康で安全に暮らせる環境の充実 施策内容 ①施設環境の充実 ②親と子どもにやさしい外出環境の整備 ③防犯・防災対策の推進	
基本視点2	家庭力	基本目標2	家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる
	基本方針1	安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実 施策内容 ①親と子どもの健康支援の充実	
	基本方針2	すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実 施策内容 ①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実 ②多様なニーズに応える保育サービスの充実 ③子育て家庭の経済的負担の軽減 ④ひとり親家庭への支援 ⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実 ⑥障がい児施策の充実	
	基本方針3	家庭の教育力の向上 施策内容 ①家庭教育への支援の充実	
基本視点3	地域力	基本目標3	子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる
	基本方針1	地域における子育て・子育て支援拠点の整備 施策内容 ①地域における子どもの居場所づくり ②地域における子育て支援の拠点づくり	
	基本方針2	地域における多様なネットワークの活用と充実 施策内容 ①世代間交流の推進 ②地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進 ③地域における子育て支援の充実 ④企業における子育て支援対策の促進	

第5章

基本施策

(中扉・裏)

1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

(1-1)教育・保育の機会の確保

<①基本的な教育・保育事業の整備>

事業名	事業の概要	担当課
保育所・こども園における保育サービスの充実	作成中	こども政策課 こども保育課
民間保育事業者の多様なサービスの活用	作成中	こども政策課 こども保育課
放課後児童会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆各児童会において、希望する小学校1年生から3年生までの児童を受け入れます。 ◆障害のある児童については、引き続き6年生まで受け入れます。 ◆障害のある児童がいる放課後児童会には、指導員を加配します。 	青少年課
休日保育の充実	◆休日保育を継続して実施するとともに、実施施設を拡大します。	こども保育課

(1-2)子どものたくましい成長に資する教育・保育環境の充実

<①保育・学校教育環境等の整備>

事業名	事業の概要	担当課
小学生・中学生・高校生のキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学生・中学生を対象にした職場体験を充実させます。 ◆職場体験を受け入れる企業を開拓します。 ◆中学校で、現在ある職業について学習する機会を増やします。 ◆高校3年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。 ◆部活動を含めた学校教育全体を通じたキャリア教育を推進します。 	指導課 小学校 中学校 習志野高校
【新規】 乳幼児教育の向上 (保育一元カリキュラム)	作成中	こども保育課

第5章 基本施策

開かれた学校づくりの推進	◆開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度をすべての市立小学校・中学校・高校に導入しています。	指導課 小学校 中学校 習志野高校
個に応じた多様な指導の充実	◆学校訪問等で授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に関して研究・協議を行い、きめ細かな指導をします。 ◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。	指導課 総合教育センター
幼稚園・保育所・こども園・小学校関連研修会の推進	◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学習等を開催し、相互の連携に努めます。	幼稚園 保育所 こども園 小学校
学校健康教育の推進	◆思春期の子どもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育(エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育等)について指導を行います。	指導課 小学校 中学校
青少年・家庭教育相談活動の充実	◆平成24年4月より、教育相談・特別支援就学相談・青少年テレホン相談の窓口が、総合教育センターに一元化されました。 ◆幅広い市民の皆様を対象に、来所相談・電話相談・訪問相談等に取り組みます。	指導課 総合教育センター
幼稚園・保育所・こども園・小学校・家庭等における「食育」の推進	◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。 ◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。 ◆保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館 幼稚園 保育所 こども園

＜②体験活動の機会の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 小学生・中学生・高校生のキャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学生・中学生を対象にした職場体験を充実させます。 ◆職場体験を受け入れる企業を開拓します。 ◆中学校で、現在ある職業について学習する機会を増やします。 ◆高校3年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。 ◆部活動を含めた学校教育全体を通じたキャリア教育を推進します。 	指導課 小学校 中学校 習志野高校
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。 ◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動、地域独居老人給食サービスの手伝い、地域敬老会への参加等を推進します。 	指導課 小学校 中学校
環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学生の環境教育を推進するための一環として、クリーンセンター(リサイクルプラザ・清掃工場)、谷津干潟自然観察センターの施設見学を実施します。 	クリーンセンター施設課 谷津干潟自然観察センター 公園緑地課
鹿野山宿泊保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆鹿野山少年自然の家で、自然体験のため1泊2日の宿泊保育を実施します。 	こども保育課
青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。 	危機管理課
子ども向け防犯教育の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。 	学校教育課 指導課 こども保育課
スポーツ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ施設等で児童を対象としたスポーツ教室を定期的で開催します。 	生涯スポーツ課

第5章 基本施策

<③次代の親の意識づくり>

事業名	事業の概要	担当課
男女平等推進のための意識づくり	◆「習志野市男女共同参画基本計画」に基づき、講座の開催やパンフレットの配布等で、男女平等推進のための意識づくりを推進します。	男女共同参画センター
年代に応じた「いのち・性」の教育の充実	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、子ども・保護者に向けて、「いのち・性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・ヘルステーション等の関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」等、それぞれの年代に応じて、一貫した「いのち・性」の健康教育を行います。	健康支援課 公民館 幼稚園 こども園 小学校 中学校 (指導課)

(1-3)子どもが健康で安全に暮らせる環境の充実

<①施設環境の充実>

事業名	事業の概要	担当課
学校施設の整備	◆情報化社会等に対応しつつ、また防災対策として学校施設の大規模改造を行います。	教育総務課
保育所補修整備の推進	◆安心で安全な保育環境を保持するため、保育所の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども保育課

<②親と子どもにやさしい外出環境の整備>

事業名	事業の概要	担当課
駅、公共施設、道路等のバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置等の整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善等のバリアフリー化を図ります。	企画政策課 道路交通課 各施設所管課 都市計画課
学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢に合わせた交通安全教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課

子育て応援ステーション事業の充実	◆乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場を整備していくとともに、地域力を活用した子育て家庭への支援施策を検討します。	子育て支援課
公園施設の整備	◆公園施設は、子どもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
地域住民参加型の公園維持管理	◆一部の公園で、地域住民の協力を得ながら掃除、軽微な遊具点検等の維持管理を推進します。	公園緑地課
応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習会を実施します。	警防課
【新規】 公共交通施策の推進による外出利便性の向上	作成中	企画政策課 都市計画課

<③防犯・防災対策の推進>

事業名	事業の概要	担当課
地域防災計画の見直しと各種防災対策の拡充及び強化	◆災害から子どもたちの命と身を守るため、「地域防災計画」及び「行動計画」の見直しを行い、防災訓練や防災教育の実施、幼稚園や保育所・こども園・小学校・中学校等の安全性の向上、応急保育や応急教育の実施、避難体制や防災拠点・施設等の整備、災害時要援護者支援等、各種防災対策の拡充及び強化を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進します。	危機管理課
自主防災組織の拡充及び強化	◆地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	危機管理課
子ども110番の家の推進	◆児童生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の拡充を図ります。	青少年センター
(再掲) 子ども向け防犯教育の徹底	◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	指導課 こども保育課
ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆防災情報のほか、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等を、市民にとっての重要情報としてメールでお知らせするとともに、登録者数の拡大を図ります。	危機管理課

第5章 基本施策

安全で安心なまちづくり 基本計画等に基づく施 策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓 発活動、庁内関係機関及び地域等との連携・ネ ットワークの整備、防犯パトロールの強化、子ど もたちの通学時等における安全確保、地域防犯 活動への支援等の施策に積極的に取り組みま す。	危機管理課
-----------------------------------	---	-------

2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

(2-1) 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

<①親と子どもの健康支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
健康的な食習慣の確立の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課
男女共同参画の子育て意識啓発	◆「ママ・パパになるための学級」、「明日の親のための学級」で、夫婦の役割を考えるきっかけとなる内容をプログラムに盛り込み、啓発します。 ◆妊婦、出産、育児のための情報を盛り込んだパンフレットの配布等、父親も育児を担えるような支援を行います。	健康支援課 公民館
健やかな子を産み育てる体制の充実	◆母子健康手帳の交付から始まる、妊娠・出産・育児を通した一貫性のある健診・相談・教育の実施体制を充実し、思春期保健を含めた親子の健康づくりを進めます。 ◆母子保健活動の拠点としてのヘルスステーションの充実を図ります。	健康支援課
心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実	◆病気や障害の可能性を早期に把握し、適正な医療や療育の体制につなげていきます。 ◆家庭の養育力に着目した母子保健活動を展開する中から、子どもの心身の健全な発育・発達を阻害する因子に対して、早期対応を図ります。	健康支援課 他関係各課
母子健康手帳の交付	◆妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課
継続して支援が必要な妊婦への支援の充実	◆妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課
ママ・パパになるための学級の充実	◆安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進します。	健康支援課

第5章 基本施策

乳幼児に対する健康相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆助産師による産婦・新生児訪問、地区住民でもある制度ボランティアの母子保健推進員による全出生児の家庭訪問、全員を対象とした乳幼児の健康相談等を通して、子育てに関する不安感の軽減や情報提供を行います。また、健康な生活を目指した食事・睡眠・遊び・むし歯予防等生活習慣について、保健師・栄養士・歯科衛生士が情報提供を行い、個々の状況に応じた相談にも応じます。 ◆乳幼児の発育・発達に関する心配については、専門医師による発達相談や、心理職による相談の機会を設け、親の不安を丁寧に受け止めながら、早期に適切な指導や療育につなげることによって、子どもにとっての最大限の成長・発達を促す支援をしていきます。 ◆電話や来所・訪問等で妊婦・保護者からの相談窓口として、ヘルスステーションの機能を強化していきます。 	健康支援課
健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯の健康の基盤をつくる大切な時期の、子どもの生活と健康をテーマとして、食事・排泄・睡眠・遊び等とその生活リズムの重要性を伝え、いのちと性の教育の第一歩として、乳幼児期の保護者への教育にも力を入れていきます。 ◆男女ともにかかわる妊娠・出産から子育てについての意識啓発や、体験学習の機会を拡充し、男女共同参画の視点で母性・父性の役割について学ぶ機会を設けます。 ◆乳児の相談や公民館・幼稚園における健康教育等の機会に、保護者に対して「いのちと性」の正しい理解を目的とした学習を、一貫した流れの中で行えるよう取り組んでいきます。 	健康支援課
健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全で安心な妊娠・出産と、子どもの発育・発達を確認し、健やかな成長を促すため、医療機関で行う一般健康診査の費用、妊婦歯科健康診査の費用を助成します。 ◆幼児期においては集団健康診査を行い、保護者とともに子どもの心身の発育・発達を確認し、ことばや行動等、保護者の心配事に対して、医師、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士等が対応します。 	健康支援課
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。 	健康支援課

小児救急医療体制の整備、充実	<p>◆小児が休日夜間の急病時に、確実に受け入れられる診療体制の充実を図ります。</p> <p>◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会等の関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。</p>	健康支援課
中学校区地域保健連絡会の推進	<p>◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、幼稚園、保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館等の関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、子どもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めていきます。</p>	健康支援課 学校教育課
【新規】 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実	作成中	健康支援課

(2-2)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

<①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実>

事業名	事業の概要	担当課
家庭児童相談の充実	<p>◆子育て支援相談室において、児童養育相談等の推進を図ります。</p>	子育て支援課
子育て情報の提供	<p>◆「ならしの子育てハンドブック」、「すこやか習志野っ子ファイル」、「すこやか子育てガイド」、「子育て情報マップ」等を作成し、妊娠中から子育て期に合わせて、必要な子育て情報を提供します。</p>	子育て支援課 健康支援課
子育てに関する制度の活用推進	<p>◆職業生活と家庭生活の両立に関する制度等について、パンフレットの配布等により情報提供を行います。</p> <p>◆育児休業制度、配偶者の出産休暇制度や子の看護休暇制度についてパンフレット等で啓発するとともに、求人情報サイト「アクティブならしの」にも掲載し、情報提供を行います。</p> <p>◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを、商工会議所と連携して啓発し、「子育て支援先端企業」の誕生を目指します。</p>	男女共同参画センター 商工振興課 子育て支援課 こども政策課

第5章 基本施策

子育て支援コンシェルジュの充実	作成中	子育て支援課
-----------------	-----	--------

<②多様なニーズに応える保育サービスの充実>

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 保育所・こども園における保育サービスの充実	作成中	こども保育課
ファミリー・サポート・センターの充実	◆ファミリー・サポート・センターの育児・家事支援に加えて、ショートステイ(児童の宿泊を伴う預かり)支援を行い、ファミリー・サポート・センター機能を充実するとともに、提供会員の確保に努めます。	子育て支援課
【新規】 子育て短期支援事業	作成中	子育て支援課
(再掲) 休日保育の充実	◆休日保育を継続して実施するとともに、実施施設を拡大します。	こども保育課
幼稚園・こども園における預かり保育の充実	◆幼稚園・こども園で、預かり保育を継続して実施します。	こども保育課
病児・病後児保育の充実	◆子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に医療機関に付設された市内2か所の施設で、施設間の連携を図りながら事業を実施します。	子育て支援課
公民館の託児付き成人講座の実施	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。	公民館

<③子育て家庭の経済的負担の軽減>

事業名	事業の概要	担当課
児童手当の支給	◆15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の養育者(父母等)に手当を支給します。 ◆平成24年4月1日より、児童手当に制度改正されました。	子育て支援課
子どもの医療費等の助成	◆0歳～小学校3年生の入院・通院、小学校4年生～中学校3年生の入院にかかる医療費について、保険診療自己負担分を一部助成します。	子育て支援課
【新規】 実費徴収に係る補足給付を行う事業	作成中	こども保育課 こども政策課

＜④ひとり親家庭への支援＞

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当の支給	◆「児童扶養手当法」に基づき、父親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母親又は養育者に、手当を支給します。また、平成22年8月より、母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している父親に、手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費等の助成	◆「習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例」に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の方等が、医療保険により受診した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
母子寡婦福祉資金の貸付	◆「母子及び寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、寡婦を対象に事業資金等の福祉資金を貸付します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実・情報提供	◆母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育等についての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付金の支給	◆ひとり親の経済的な自立を支援するため、就労に必要な知識や技能の習得等に係る教育訓練講座や高等技能訓練等の経費(受講料)を助成します。	子育て支援課
就学援助費の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、就学援助費を支給します。	学校教育課

＜⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
適応指導教室の推進	◆不登校児童・生徒の状況に応じた、個別・小集団を通しての指導・援助を行います。	総合教育センター
教育相談活動の充実	◆中学校・高校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実と、いじめ・不登校等の問題行動の解決を図ります。 ◆総合教育センターにおける電話相談、来所相談、グループ相談、訪問相談(学校・家庭)への対応や啓発資料の配布等、教育相談活動の充実を図ります。	指導課・総合教育センター
障がい児保育の充実	◆集団保育が可能な障がいのある子どもや、介護を必要とする子どもを受け入れ、健常児とともに保育します。	こども保育課

第5章 基本施策

養育支援家庭訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。 	子育て支援課 健康支援課
虐待の予防、早期発見と対策、防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆ならしのこどもを守る地域ネットワーク(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)、研修等を開催し、児童虐待防止に努めます。 ◆養育支援家庭訪問事業や子育て支援相談室での相談・支援を通じ、児童の虐待防止対策に努めます。 ◆健康相談や健康診査、訪問指導等の機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。 ◆民生委員・児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。 <p>※「養育支援訪問事業等」を含む。</p>	子育て支援課 健康支援課 こども保育課 指導課 学校教育課 青少年センター 青少年課 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校
【新規】 ならしのこどもを守る地域ネットワークの充実	作成中	子育て支援課
(仮称)DV 被害者が安心して相談できる体制づくり	作成中	子育て支援課
個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆成長・発達に不安又は課題がある児童の健全な成長に資するため、総合的な相談に応じるとともに、適切な指導及び支援を行います。 ◆障害の有無にかかわらず、発達に心配がある子どもに対しては、保護者の意向を踏まえ、個別支援計画を作成し、個別の状況に応じた指導・訓練の実施、評価、計画の見直しを行って、子どもの成長、発達を支えるしくみをつくります。また、子どもの成長・発達の経過や支援方針等を、確実に引継ぐ体制を整備します。 ◆注意欠陥多動性障害(ADHD)・学習障害(LD)・アスペルガー症候群等の発達障がいのある児童の早期発見、支援の強化を図ります。 ◆発達支援に関する研修を充実、強化し、子どもの支援にかかわる職員の資質向上を図ります。 	ひまわり発達相談センター 指導課 小学校 中学校 子育て支援課 こども保育課 幼稚園 保育所 こども園 他関係各課
障がい児施設での療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆知的障がい児、肢体不自由児等に対する生活動作訓練・運動機能訓練及び保護者への生活指導や療育方法の指導を行います。 ◆計画相談・相談支援を行います。 	あじさい療育支援センター

<p>発達支援サポートネットワークの充実</p>	<p>◆本市の発達支援施策を推進するため、幼稚園、保育所、こども園、学校、福祉関係施設等、関係各課による「発達支援サポートネットワーク会議」で議論を深め、新たに設置された市民との協働による「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」において、市民との協働による施策の立案やシステム整備を図ります。</p>	<p>障がい福祉課 子育て支援課 健康支援課 こども保育課 指導課 学校教育課 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校 あじさい療育センター ひまわり発達相談センター</p>
<p>【新規】 (仮称)高校進学希望者 学習支援</p>	<p>作成中</p>	<p>保護課 子育て支援課</p>

<⑥障がい児施策の充実>

事業名	事業の概要	担当課
<p>補装具の交付</p>	<p>◆日常生活をサポートするために、補聴器、装具、車椅子等の補装具費を支給します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の利用促進”</p>	<p>◆地域生活を支援するため、家庭において障がい児を一時的に介護できない時に、ヘルパーの派遣、施設等での一時的預かり、デイサービス等、サービス環境の整備を促進します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>特別児童扶養手当の支給</p>	<p>◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>障害児福祉手当の支給</p>	<p>◆常時介護を必要とする在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>重度心身障害児医療費の助成</p>	<p>◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>福祉タクシー運賃助成</p>	<p>◆障がい児のタクシー利用費用の一部を助成します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>特別支援教育就学奨励費の補助</p>	<p>◆特別支援教育を受ける児童及び生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>【新規】 相談支援事業</p>	<p>作成中</p>	<p>障がい福祉課</p>

第5章 基本施策

(2-3)家庭の教育力の向上

<①家庭教育への支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館
ブックスタート事業の充実	◆乳幼児期から言葉と心を育むために、絵本との出会いの機会をつくり、絵本を介した親子のふれあいを支援します。 ◆4か月を迎えたお子さんを対象に、健康支援課が開催する4か月児健康相談終了後、民生委員児童委員の協力のもと、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡しします。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育て支援課 図書館
育児講座の充実	◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達等、子育てに関する講座を実施します。	公民館
幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。	公民館
(再掲) 幼稚園・保育所・こども園・小学校・家庭等における「食育」の推進	◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。 ◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。 ◆保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館 幼稚園 保育所 こども園
(再掲) 健康的な食習慣の確立の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課

3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

(3-1)地域における子育て・子育て支援拠点の整備

<①地域における子どもの居場所づくり>

事業名	事業の概要	担当課
子ども広場事業の実施	◆公民館の空いている部屋を利用し、安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保します。	青少年課 社会教育課
あづまこども会館事業の充実	◆児童の健全な遊び、学習の場として、こども会館事業の充実を図ります。	青少年課
子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の子どもとのふれあいや豊かな心を育てることを目的として実施している、子ども講座の充実を図ります。	公民館
学校体育施設の開放	◆市内小学校の校庭・体育館を土曜日・日曜日・祝日に開放し、運動する場を提供します。	生涯スポーツ課

<②地域における子育て支援の拠点づくり>

事業名	事業の概要	担当課
こども園の整備	◆幼稚園、保育所、こどもセンターが一体となったこども園を整備し、地域の子育て・子育ての拠点として、様々な支援を実施します。	こども政策課 こども保育課
こどもセンターの充実	◆子どもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供、小児科医等による育児相談、乳幼児を対象とした学習会、公民館等、地域に出向いた育児講座等の行事を行い、また土曜日に開館することで、父親の育児参加を促します。	子育て支援課 こども保育課
つどいの広場(きらっ子ルーム)の充実	◆商店街の空き店舗やマンションの一室を活用し、主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流を図り、育児相談等を行う場を提供することにより、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図ります。	子育て支援課

第5章 基本施策

(3-2)地域における多様なネットワークの活用と充実

<①世代間交流の推進>

事業名	事業の概要	担当課
地域交流事業の充実	◆学校支援ボランティアの活用等、地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進します。	小学校 中学校 指導課
中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実	◆中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。	中学校 幼稚園 保育所 こども園 指導課
地域参加型学校行事の推進	◆学校行事に保護者・地域の高齢者等を招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。	指導課 小学校 中学校

<②地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進>

事業名	事業の概要	担当課
青少年健全育成の推進	◆子ども会育成会・青少年相談員等の事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。 ◆ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団等青少年健全育成団体の事業を支援し、青少年の健全育成を推進します。	青少年課
子育て経験者や高齢者のための子育て講座の実施	◆子育てについて豊富な経験を有するものの、子育てに関する情報が乏しい高齢者等に、最近の子育て事情等について講座を実施します。	子育て支援課
地域の人材の活用	◆こどもセンターで開催する学習会等において、地域の人々の子育てに関する知識・技術を有効活用します。	子育て支援課
ならしの子育て支援ネットワークの充実	◆子育て支援に様々な形で関わっている団体等が、情報交換や問題点・課題を共有する場を設け、お互いの立場を理解し合いながら対策を講じることにより、地域における子育て支援をさらに推進していきます。	子育て支援課

<③地域における子育て支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
余裕教室の有効活用	◆学校の余裕教室を地域に開放する等、有効活用します。	教育総務課

第5章 基本施策

(再掲) PTA家庭教育学級の充 実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少 年期の発達課題、学校や地域との関係等、家 庭教育の諸問題や親の対応について学習しま す。	公民館
保育所・こども園におけ る地域開放活動の充実	◆子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育 児情報の提供の場として、保育所・こども園を地 域に開放します。	保育所 こども園 こども保育課
幼稚園・こども園におけ る子育てふれあい広場 の充実	◆親子、親同士、子ども同士、園児との交流、遊 びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園・こ ども園を地域に開放します。	幼稚園 こども園 こども保育課
育児サークルへの支援	◆親同士の情報交換と育児の仲間づくりを進める ため、場所の提供や育児サークルの育成・交流 等の支援を行います。	子育て支援課 公民館

<④企業における子育て支援対策の促進>

事業名	事業の概要	担当課
企業における男女平等 の啓発	◆国・県・関係機関等が発行するパンフレット等を 事業主に配布し、企業における男女平等に関す る情報の提供を行います。	男女共同参画センター 商工振興課

4 その他の施策の展開

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、母子家庭及び父子家庭の自立支援、障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策について、千葉県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、千葉県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら雇用環境の基盤整備を図ります。

第6章

計画の推進体制

(中扉・裏)

1 計画の推進体制

計画の推進については、子どもや子育て家庭を取り巻く近隣の家庭をはじめ、地域・職場、関係機関・団体・行政が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、取り組みなどについて、広報習志野、ホームページなどを通して周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備、強化を図ります。

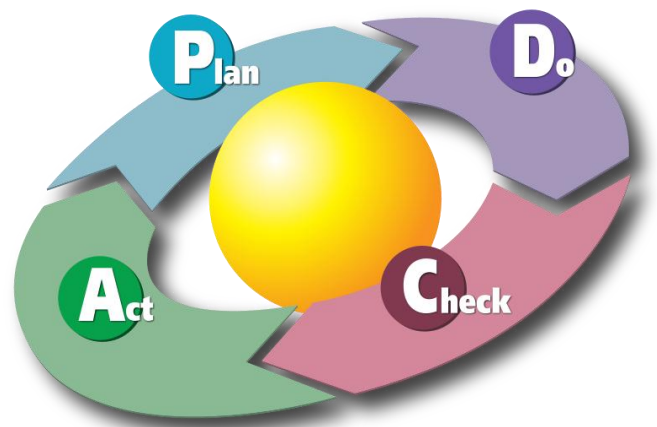
また、関係機関などとの連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートできる環境づくりを推進します。

(3) 計画の進捗・管理

本計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価・再調整など継続的な取組を推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。



2 家庭・地域・事業者の役割

(1) 家庭の役割

家庭は社会の基礎集団で、子どもが生まれ育つ基本的な場です。憩いと安らぎの中で乳幼児期の親子の信頼関係の形成を基礎として、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、善悪の判断能力などのしつけは、家庭の最も重要な役割の1つです。

また、地域福祉社会の一員として、地域の課題に関心を持ち、人との絆を大切にしていって、やさしさと思いやりの心でつながるよう努めます。

(2) 地域の役割

都市化、核家族化等の影響により地縁的つながりが希薄となっていく中において、地域には、個人や家庭だけで解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくる重要な役割があります。

特に、町会・自治会等やまちづくり会議等の自治組織は、地域のまとめ役として、行政が把握しにくい福祉ニーズを集約することができます。

また、行政が対応できない部分を補ったり、地域住民の福利厚生を提供したりする役割を果たします。

さらに、社会的孤立、家庭内での虐待等の深刻な生活課題に対する最も身近な拠り所として、地域福祉を推進する役割があります。

(3) 事業者の役割

多くの事業者が、専門的知識と技能を生かし、教育・保育ニーズが多種多様にわたる地域の中で、教育・保育事業を推進しています。

事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、子どもや保護者の不安の解消を図るとともに、個々のニーズを充足するため、連携しあって新しいサービスを創造する役割もあります。

また、子ども一人ひとりにあった教育・保育を提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流等の活動に積極的に参加することも求められます。